

ゆがわら 男女共同参画プラン



2025年3月 改定
湯 河 原 町

は じ め に

湯河原町では、平成 11 年 3 月に「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を推進しています。

その後、平成 20 年、そして平成 26 年には町民意識調査を実施し、行政だけではなく町民や町内事業所の皆さまのご意見等を踏まえたプラン改訂を行っています。これまでの改訂では、あらゆる場面で男女が真のパートナーとしてお互いを尊重し協力し合えるまちづくりを目指して、関係各位や住民の皆さまとともに、各種の施策に取り組んでまいりました。

この度、「ゆがわら男女共同参画プラン 男女共同参画社会を目指して」の計画期間が終了したことに伴い、令和 6 年に「湯河原町男女共同参画に関するアンケート」を実施し、新たなプランへと改定作業を進めてきたところです。

改定に当たっては、従前の計画を継承しつつ、近年の社会情勢の変化や、職業生活における女性活躍の推進、多種多様なDVを含む困難な問題を抱える女性への支援など、制度改正なども踏まえ包括的な計画内容とするとともに、本町の持つ地域特性をとらえたプランとなるよう内容の充実と現状の把握を行っています。

男女共同参画社会の実現には、町民の皆さまや事業所、行政などがそれぞれの果たすべき役割を理解し、連携して取り組むことが重要ですので、各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、プラン改定にあたり、貴重なご提言やご意見をいただきましたゆがわら男女共同参画懇話会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や意見募集など、さまざまな形でご参加いただきました町民の皆さま、関係各位に心よりお礼申し上げます。



令和 7 年 3 月

湯河原町長 内 藤 喜 文

目 次

第1章	計画の策定にあたって	2
1	国の目指す姿	2
2	神奈川県動き	2
3	湯河原町の取組	3
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	4
3	計画の期間	4
4	計画の推進体制	5
第3章	湯河原町をとりまく状況	6
1	統計からみる湯河原町	6
2	アンケート結果からみる湯河原町	8
第4章	計画の体系	10
第5章	基本的課題と施策の基本的方向	12
基本的課題Ⅰ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	12
施策の基本的方向Ⅰ-1	政策・方針決定における女性の参画の推進	12
施策の基本的方向Ⅰ-2	あらゆる分野での女性活躍の推進	16
施策の基本的方向Ⅰ-3	家庭・地域活動への男性の参画の促進	20
基本的課題Ⅱ	職業生活における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの実現	24
施策の基本的方向Ⅱ-1	男女平等な雇用環境の整備	24
施策の基本的方向Ⅱ-2	女性の多様な働き方への支援	28
基本的課題Ⅲ	教育・学習・啓発活動の推進	30
施策の基本的方向Ⅲ-1	男女平等教育の推進	30
施策の基本的方向Ⅲ-2	子ども・若者に向けた意識啓発	34
基本的課題Ⅳ	身体と性に関する女性の人権の確立	36
施策の基本的方向Ⅳ-1	生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	36
施策の基本的方向Ⅳ-2	異性等からの暴力に対する総合対策の推進	38
施策の基本的方向Ⅳ-3	困難な問題を抱える女性等に対する支援	42
施策の基本的方向Ⅳ-4	防災・復興における男女共同参画の推進	50
基本的課題Ⅴ	男女共同参画社会のまちづくり	52
施策の基本的方向Ⅴ-1	育児・介護等の支援	52
施策の基本的方向Ⅴ-2	意識啓発の推進	56
施策の基本的方向Ⅴ-3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	58
基本的課題Ⅵ	推進体制・進行管理の整備	60
施策の基本的方向Ⅵ-1	推進体制の整備	60
施策の基本的方向Ⅵ-2	推進状況の把握	63
施策の基本的方向Ⅵ-3	国際的な視点に立った取組の推進	64
資料編		65
1	ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱（平成11年9月1日施行）	65
2	懇話会委員名簿	66
3	ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱（平成11年9月1日施行）	67
4	男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）	69
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）	74
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）	83
7	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）	97

第1章 計画の策定にあたって

1 国の目指す姿

第5次男女共同参画基本計画（2020（令和2）年12月策定）において国は、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めており、その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意2の着実な履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしました。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶され、また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会を目指しています。

2 神奈川県動き

県は、2003（平成15）年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、その後、2008（平成20）年3月、2013（平成25）年3月、2018（平成30）年3月の3度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりました。

第4次プラン策定後、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等の関係法令の施行、改正をはじめ、男女共同参画をとりまく状況は大きく変化しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、雇用環境の悪化や外出自粛に伴うDVの増加懸念、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加等、女性に深刻な影響を及ぼしました。

こうした背景を踏まえ、性別にかかわらず、すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会の実現に向け、より実効性のある取組を行うため、かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～（2023（令和5）年3月）を改定しています。

3 湯河原町の取組

本町では、男女共同参画社会の充実と女性を取り巻く諸問題の解決に向け、基本的な考え方と施策の方向の検討を行うための「湯河原町女性行政懇話会」を1997（平成9）年に設置すると同時に、庁内職員による「湯河原町女性行政推進本部」を設置し、男女格差のない社会をめざした施策の実施に取り組んできました。1999（平成11）年には、男女共同参画社会の実現をめざして「ゆがわら男女共同参画プラン」を策定するとともに、「湯河原町女性行政懇話会」を「ゆがわら男女共同参画懇話会」と改め、同時に「湯河原町女性行政推進本部」も「ゆがわら男女共同参画推進本部」に改めました。

2008（平成20）年、そして2014（平成26）年には、プラン改訂の基礎資料とするため、町民および町内の事業所を対象に「湯河原町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、それぞれ翌年には調査結果の分析を踏まえたプランへと改訂しました。

この度、ゆがわら男女共同参画プラン（2015（平成27）年3月改訂）の計画期間が終了し、国や県における男女共同参画をめぐる環境のほか、関係法令等の整備を踏まえ、女性活躍の推進、困難な問題を抱える女性への支援を充実することなどが求められていることから、町民を取り巻く社会環境の変化を勘案したプランの改定を行うものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、個人の尊重（第13条）と法の下での平等（第14条）をうたうとともに、家族に関する事項については、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（第24条第2項）としています。

また、男女共同参画社会基本法は、基本理念として、「男女の人権の尊重（第3条）」、「社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）」、「政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）」、「家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）」、「国際的協調（第7条）」を掲げています。

この計画で定めるさまざまな施策を推進していく上で、これらの基本理念に基づき、男女の実質的平等をめざすために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会などのあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

2 計画の性格

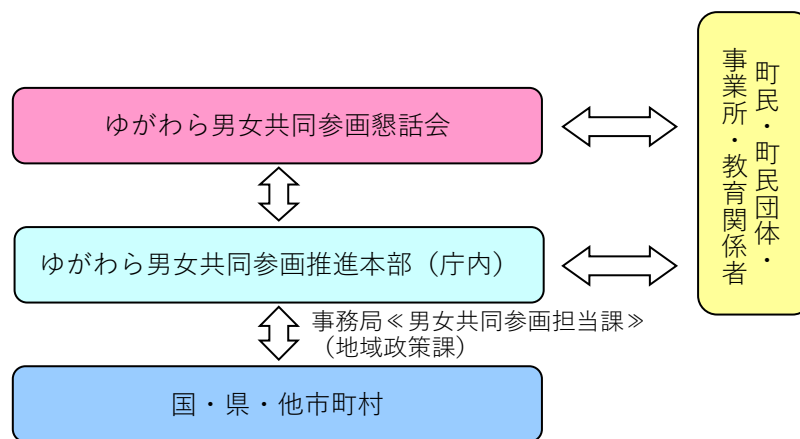
- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。
- (2) 本計画は、2014（平成26）年度に改訂した「ゆがわら男女共同参画プラン」を継承するものです。
- (3) 本計画は、湯河原町総合計画に基づき、他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- (4) 本計画は、湯河原町における男女共同参画社会の実現を目指して、町民、事業所、行政（町）が取り組むための指針となります。
- (5) 本計画における基本的課題ⅡおよびⅣに掲げる施策については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」にあたります。
- (6) 本計画における基本的課題ⅠおよびⅡに掲げる施策については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」にあたります。
- (7) 本計画における基本的課題Ⅳに掲げる施策については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に規定されている「市町村基本計画」にあたります。

3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から、2029（令和11）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や制度等の改正等の必要に応じ見直しを行うものとします。

4 計画の推進体制

この計画を推進するためには、行政における推進体制の整備の充実を図り、町民、町民団体、事業所および教育関係者の理解や協力を得ながら、総合施策として、行政と一体となって基本計画を推進する必要があります。



第3章 湯河原町をとりまく状況

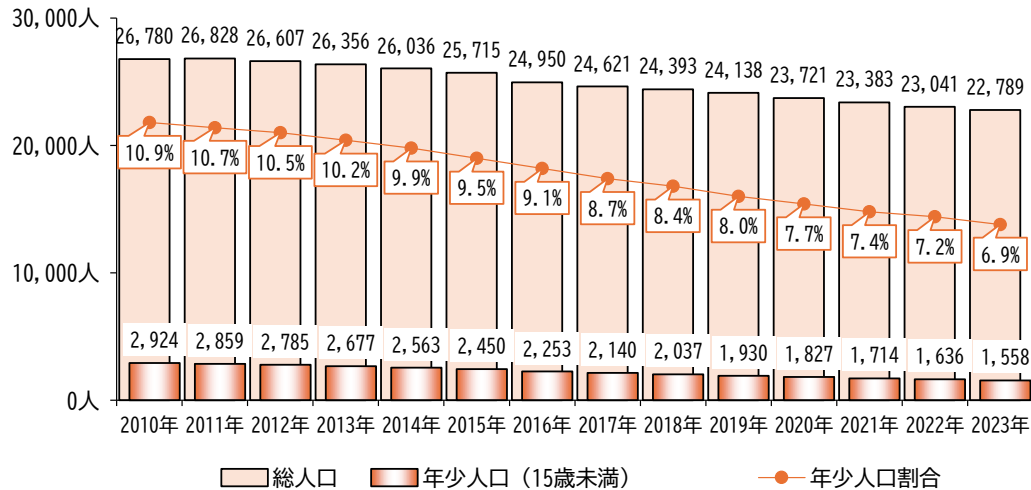
1 統計からみる湯河原町

本町の人口は年々減少傾向にあるものの、世帯数は微減傾向にとどまっています。

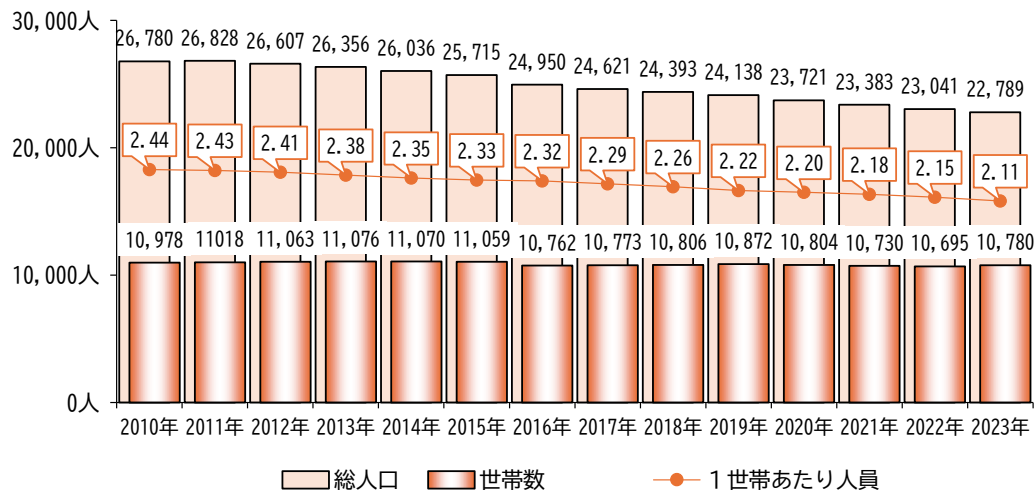
男性の労働力率は大きな変化はありませんが、女性の労働力率は年々高まっています。婚姻率・離婚率は、ともに微減傾向にあります。

家族構成や働き方・婚姻状況など、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、それぞれが個性を生き、自分らしく生きられる社会の実現が求められています。

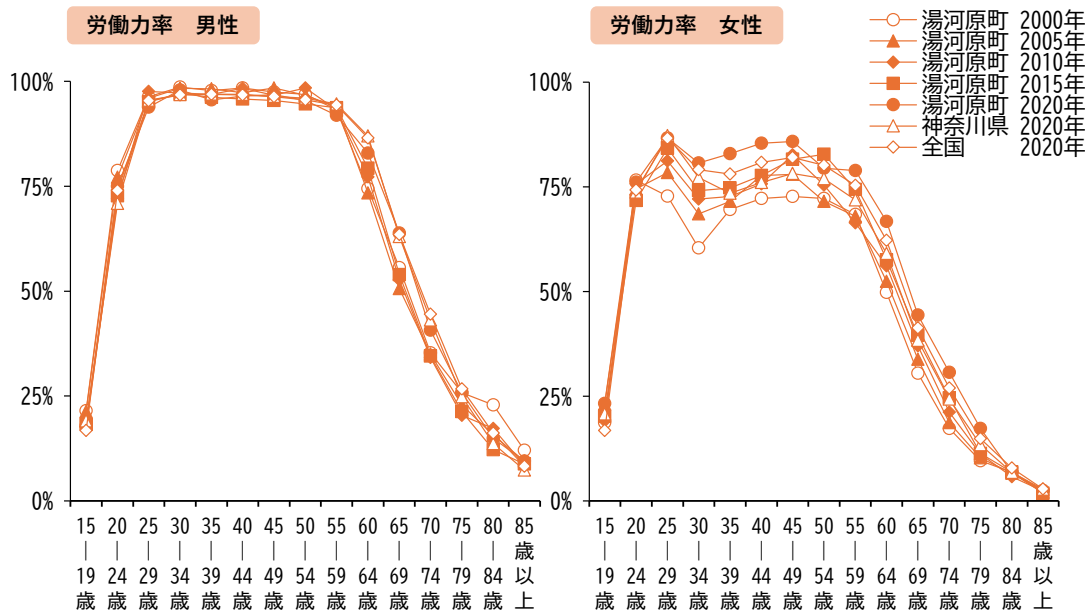
●総人口と年少人口の推移



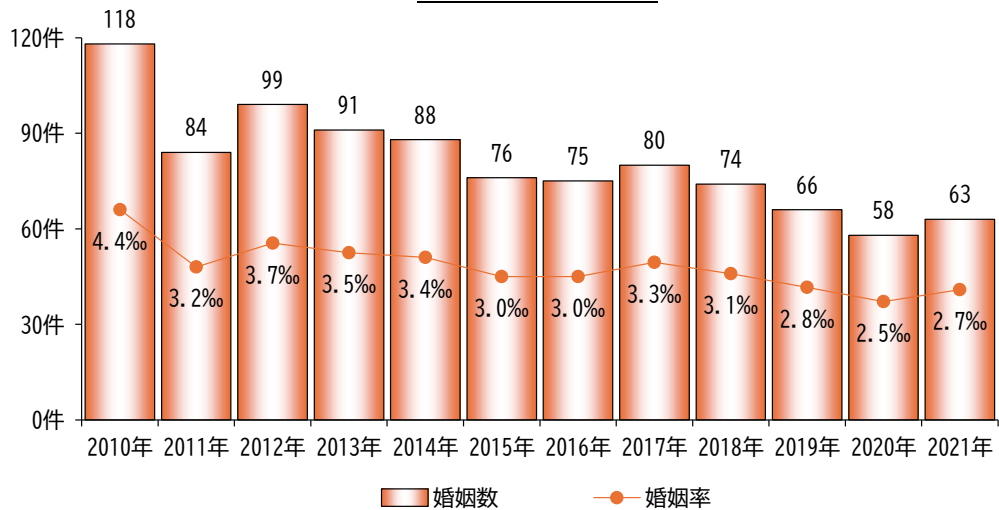
●総人口と世帯の推移



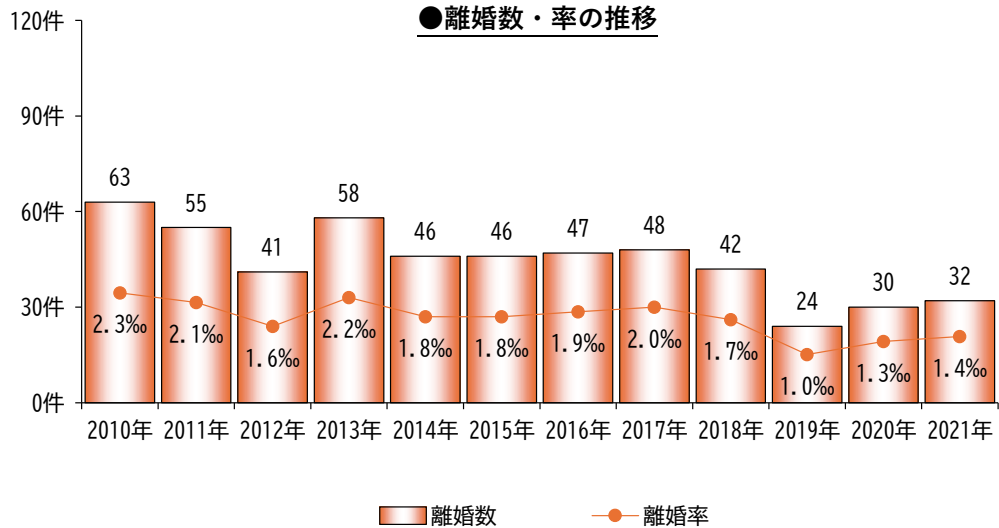
●男女別労働力率の推移



●婚姻数・率の推移



●離婚数・率の推移



2 アンケート結果からみる湯河原町

本計画策定にあたって、本町における男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

<調査概要>

調査地域	湯河原町内全域
調査対象	20歳以上の湯河原町在住者
標本数	1,000人
調査方法	郵送調査
郵送調査期間	令和6年7月12日～令和6年8月2日

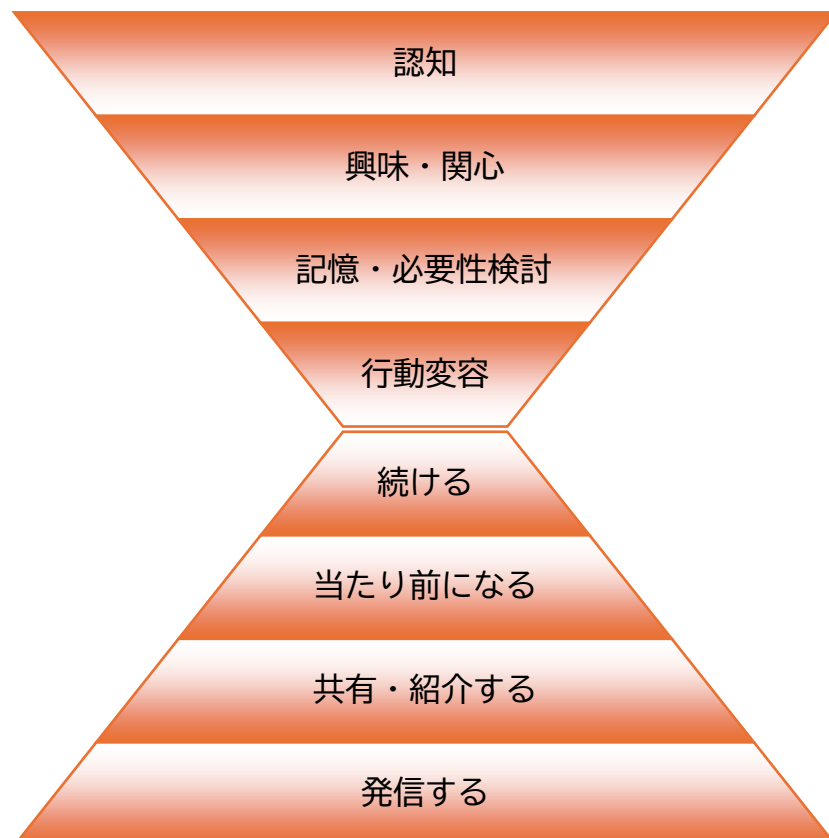
<考察>

- 1,000人を対象とした郵送調査で、有効回収率は31.5%となった。前回の2014年度調査では37.6%であった。近年の自治体名で行うアンケート調査では、40%前後の有効回収率となることが多いことから、男女共同参画に対する住民の関心が低いことがうかがえる。男女共同参画を声高にアピールしなくてもよい社会が、真の男女共同参画社会と言えるが、現状はそうではなく、継続して男女共同参画をアピールし続けることが求められる。
- 町政についての主な情報入手先では、「広報「ゆがわら」」63.8%が最も多く、住民が行政の情報を入手するための有力な手段となっている。住民への周知、啓発を行う際には、「広報「ゆがわら」」を上手に活用することが求められている。（問11）
- 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要だと思うことでは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」53.7%が最も多く、半数を超えた。他の選択肢が35%以下の回答であったことから、突出した回答を得ていることが確認できる。女性が少ないことが慣例になっている、主な役割は男性が担うことが決まっているなど、身近なところから偏見、社会通念、慣習、しきたりを見直していくことが求められている。（問12）
- 「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てたほうがよい」が9.5%、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」が11.1%となった。この傾向は高齢層にみられ、若年層にはほとんどみられないことから、子どもの頃からの周知が功を奏しているケースであると捉えられる。（問13、14）
- 6つの行為について、DVに該当するか聞いたところ、「何を言っても長時間無視し続ける」、「生活費を渡さない」、「交友関係や電話などを細かく監視する」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」の4つについて、神奈川県調査結果と比較して、DVに該当するとの回答が15ポイント前後低い結果となった。DVについての正しい知識の普及や啓発が課題としてあげられる。

- 10項目を例示した困難な問題を抱える女性の相談窓口の認知度については、②かながわDV相談LINE、③かながわ女性の不安・困りごと相談室（かながわ女性相談室）、⑤かながわ子ども・若者総合相談、⑥かながわひとり親家庭相談、⑦かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター・かならいん、⑧妊娠SOSかながわの6項目について、「知らなかった」が半数以上となった。町単独では難しいこれら県の取り組みについての認知度が低かったことから、県と連携したPR方法の検討が求められる。（問29）
- 避難所運営時に優先的に対策をした方がいいと思うものでは、「プライバシーの確保」54.0%が最も多く、次いで「トイレ（男女別、車いす使用者専用、多目的、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保有者用）」42.5%と、この2項目が突出して多い結果となった。令和6年1月の能登半島地震や全国各地で発生している風水害などを踏まえ、住民の避難意識も高まってきていることから、男女共同参画の観点から避難所運営を見直すことが求められている。（問30）

- マーケティングの世界では、ユーザーの購買までの流れを「Attention（認知）」「Interest（興味・関心）」「Desire（欲求）」「Memory（記憶）」「Action（行動）」という段階で捉えたAIDMAモデルが有名で、これをパーチェスファネルという。湯河原町の男女共同参画においても、認知、興味・関心、欲求、記憶、行動という流れは、個人の行動変容を求める際の参考になる。加えて、既存顧客が拡散した情報によって新規顧客を獲得するところまでを描いた、ダブルファネルがある。湯河原町の男女共同参画においても、正しい知識を得た人たちが、情報を拡散する流れと重なり、住民に広く浸透させていく際の参考になる。スタートは認知、知ることから始まるため、広報「ゆがわら」はもちろんのこと、様々な機会や媒体を通じて、情報を発信し続けることが重要と言える。

図：湯河原町男女共同参画のダブルファネル



第4章 計画の体系

基本的課題Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向Ⅰ-1 政策・方針決定における女性の参画の推進

- ①審議会・委員会などへの女性登用の推進
- ②町職員・教職員における管理職への女性登用の推進
- ③組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への女性登用の促進

施策の基本的方向Ⅰ-2 あらゆる分野での女性活躍の推進

- ①様々な分野における女性活躍の支援
- ②農業や商工業、観光分野における女性の参画支援

施策の基本的方向Ⅰ-3 家庭・地域活動への男性の参画の促進

- ①男性の家庭・地域活動などへの参画の促進

基本的課題Ⅱ 職業生活における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の基本的方向Ⅱ-1 男女平等な雇用環境の整備

- ①労働相談の充実・ハラスメント対策の推進
- ②多様な働き方に対応した適正な就業環境の整備
- ③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

施策の基本的方向Ⅱ-2 女性の多様な働き方への支援

- ①女性の就業機会の拡大・推進
- ②女性の能力発揮のための積極的取組の推進

基本的課題Ⅲ 教育・学習・啓発活動の推進

施策の基本的方向Ⅲ-1 男女平等教育の推進

- ①発達段階に応じた男女平等教育の推進
- ②教職員などへの男女平等教育研修の充実
- ③家庭・地域における男女共同参画への啓発学習

施策の基本的方向Ⅲ-2 子ども・若者に向けた意識啓発

- ①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
- ②学校現場における基盤整備

基本的課題Ⅳ 身体と性に関する女性の人権の確立

→ 施策の基本的方向Ⅳ-1 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

- ①健康・食育等の推進
- ②母子保健事業等の充実
- ③性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上

→ 施策の基本的方向Ⅳ-2 異性等からの暴力に対する総合対策の推進

- ①配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化
- ②児童に対する虐待防止対策の推進
- ③異性等からの暴力の予防と根絶に関する啓発の促進

→ 施策の基本的方向Ⅳ-3 困難な問題を抱える女性等に対する支援

- ①ひとり親家庭への支援の充実
- ②高齢者・障がい者に対する支援
- ③困りごとを抱える女性等に対する支援（外国人・生活困窮者・LGBTQ等）

→ 施策の基本的方向Ⅳ-4 防災・復興における男女共同参画の推進

- ①防災・復興における男女共同参画の推進

基本的課題Ⅴ 男女共同参画社会のまちづくり

→ 施策の基本的方向Ⅴ-1 育児・介護等の支援

- ①子育て支援サービス（延長保育・学童保育など）の充実
- ②介護負担の軽減のための福祉サービスの充実

→ 施策の基本的方向Ⅴ-2 意識啓発の推進

- ①男女共同参画に関する意識啓発の推進
- ②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

→ 施策の基本的方向Ⅴ-3 男女共同参画に関する情報の収集・提供

- ①メディア等からの適切な情報収集の促進
- ②町広報紙やホームページなどからの情報提供

基本的課題Ⅵ 推進体制・進捗管理の整備

→ 施策の基本的方向Ⅵ-1 推進体制の整備

- ①町民との協働による計画の策定
- ②行政職員（町職員）の研修機会などの充実

→ 施策の基本的方向Ⅵ-2 推進状況の把握

- ①計画の実施計画・フォローアップなどの実施および情報提供

→ 施策の基本的方向Ⅵ-3 国際的な視点に立った取組の推進

- ①国際交流事業の推進

第5章 基本的課題と施策の基本的方向

基本的課題Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向Ⅰ-1 政策・方針決定における女性の参画の推進

>> 現状と課題 >>

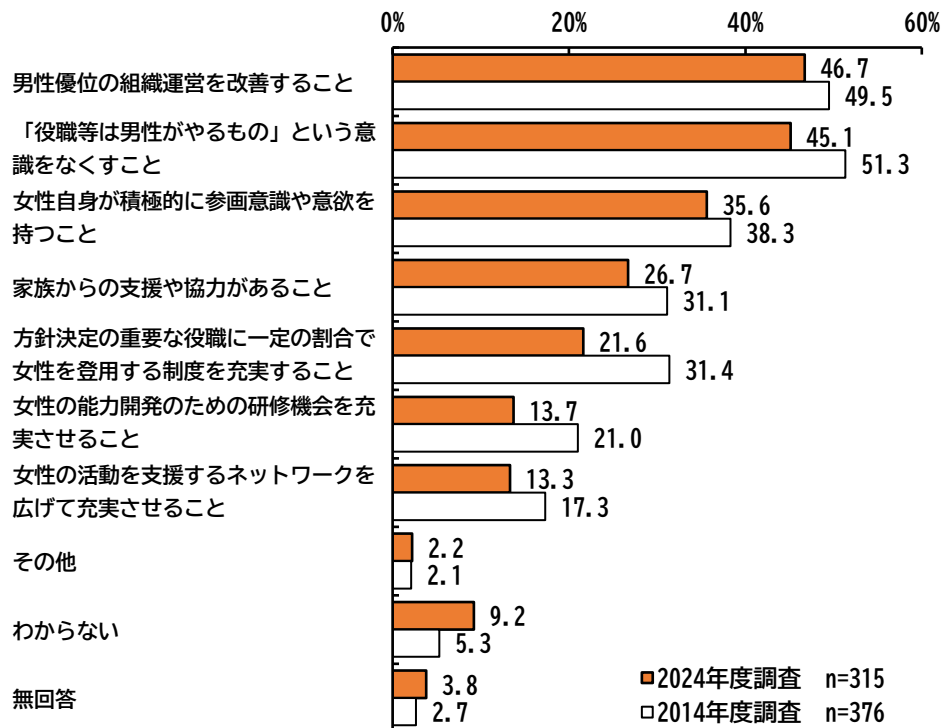
町内にある11の区会では、全ての区長が男性で、区会役員においても男性比率が高い状況です。地域の区会役員では高齢の方が多く、女性の参画が難しい環境がうかがえます。

ゆがわら男女共同参画懇話会や文化行政を推進する会議、湯河原町子ども・子育て会議など、町民にも参画していただける会議などは、半数以上が女性委員となっています。一方、湯河原町地域公共交通会議や湯河原町総合戦略会議、湯河原町デジタル化推進会議などのように、民間事業者や労働組合などが委員となる会議については、依然男性比率が非常に高いなど、会議によって女性の参画に差が出ています。

本町でも、審議会や委員会などの構成員に占める女性の登用割合が6割を超える会議体は全体的に低く、女性委員が不在となる会議体も未だある状況です。審議会等をはじめ行政や企業、教職員などに対し、政策・方針決定の場への女性登用についての理解と促進を働きかけるとともに、女性の活動意欲を高めるため、情報提供などの支援策を講じていく必要があります。



●指導的地位に占める女性の割合を増やすために必要だと思うこと【問 24】



>> 施策の具体的方向 >>

①審議会・委員会などへの女性登用の推進

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、関係機関に対し男女共同参画の重要性の理解を求め、積極的な女性の登用を推進します。

町の審議会等の委員選任にあたっては、広く公募制の導入を図り、男女が共同して参画できるよう配慮に努めます。

また、さまざまな分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況について定期的に調査を行い、情報提供に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	審議会などへの女性の登用	審議会などへの女性の登用について、それぞれ数値目標を設定し、関係団体などに対し男女共同参画の重要性の理解と、女性の積極的な登用への協力を求めます。	各所管課
2	公募委員の男女共同参画の推進	審議会・委員会などへの委員の選任に際しては、原則として町民から委員を募集し、男女の構成比についても考慮して女性の参画の推進に努めます。	各所管課
3	町における男女共同参画社会の形成・女性に関する施策の進捗状況調査	町で実施する各施策について、男女共同参画状況の調査・研究を実施し、その基礎的情報を公表していきます。	地域政策課
4	事業所・団体などにおける男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査	事業所や団体などに対し、男女共同参画社会の形成・女性に関する取組の進捗状況調査を実施し、公表していきます。	地域政策課

②町職員・教職員における管理職への女性登用の推進

行政における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、研修の充実や適正な人事評価により、町職員・教職員における女性職員の管理職への登用を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	町職員における管理職への女性の登用	職務分担の改善や適正な配置等により、町役場における女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。	総務課
2	教職員における管理職への女性の登用	町内の各学校における男女共同参画を推進するため、教員人事を行う神奈川県に対し、能力や意欲のある女性教員の校長・教頭などへの登用を働きかけます。	学校教育課
3	町職員を対象とした男女平等推進に関する研修の充実	町職員を対象とした男女平等参画に関する研修の充実により、女性の意欲と能力の向上を図ります。	総務課

③組合・協会・事業所などにおける理事や管理職への女性登用の促進

男女雇用機会均等法では、雇用における性別による差別は禁止されていますが、依然として様々の面で格差が見られることから、経済分野における方針決定過程において、女性の意思が広く反映され、力を発揮できるよう、関係団体や事業所などへ働きかけます。

また、女性の活躍を推進し、また、支援するため商工会などの関係機関と協力し、より良い職場環境を整備できるよう働きかけ、より女性が働きやすい環境をつくるためにも、組織などにおける要職への女性登用を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	事業所・団体などに対する男女共同参画の推進	町内の事業所をはじめ、商工観光関連団体などに協力を呼びかけ、理事や管理職などへの女性登用を推進します。	観光課
2	女性のエンパワーメント（女性が意思決定の場で力を発揮すること）促進についての啓発推進	事業所・団体などに対し、個人の能力や適性に応じた配置等による女性のエンパワーメント促進のための啓発を推進します。	地域政策課

施策の基本的方向 Ⅰ-2 あらゆる分野での女性活躍の推進

>> 現状と課題 >>

女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たしており、今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮できるようにすることが必要となってきます。

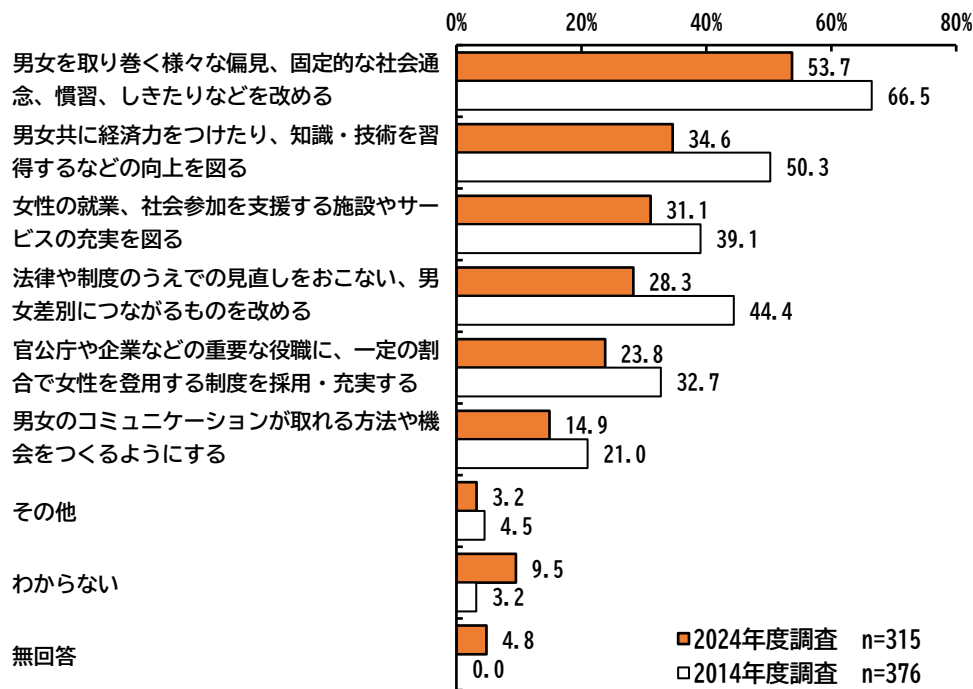
また、旅館の女将で構成される「おかみの会」や「商工会女性部」については、町の基幹産業である観光商工業の発展を支えているほか、地域・行政の活動にもご協力をいただいております、経済面だけでなく地域振興にも貢献をいただいています。

ゆがわら男女共同参画懇話会や一部会議では、会長（委員長）職を女性に担っていただき、議事進行をお願いしています。また、庁内では男性の栄養士職員、女性の設計担当職員（技術職）など様々な資格を用いた専門職職員も増えています。今後は、男性を主体とする地域の防災を担う人材が高齢化、減少してくなか、防災分野への女性活躍を推進することも必要となってきます。

現在、HP での女性参画に関する周知などの、女性の参画拡大に関する情報収集と提供ができておらず、様々な分野において女性の視点や発想を生かした活躍を支援するために、女性の参画拡大に関する情報の収集と提供を推進していきます。



●男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと【問12】



【年代別】

(%)

	全体	男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める	男女共に経済力をつけたり、知識・技術を習得するなどの向上を図る	女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る	法律や制度のうえでの見直しをおこない、男女差別につながるものを改める	官公庁や企業などの重要な役職に、一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	男女のコミュニケーションが取れる方法や機会をつくるようにする	その他	わからない	無回答
全体	315	53.7	34.6	31.1	28.3	23.8	14.9	3.2	9.5	4.8
20代	9	55.6	44.4	22.2	33.3	33.3	22.2	-	11.1	-
30代	13	46.2	23.1	38.5	23.1	7.7	7.7	-	15.4	-
40代	25	56.0	44.0	20.0	36.0	16.0	12.0	-	12.0	-
50代	47	61.7	36.2	27.7	19.1	27.7	14.9	6.4	10.6	-
60代	64	56.3	40.6	40.6	28.1	18.8	18.8	7.8	4.7	3.1
70代	84	52.4	33.3	32.1	29.8	27.4	16.7	2.4	4.8	7.1
80歳以上	56	42.9	26.8	30.4	30.4	26.8	12.5	-	17.9	8.9

>> 施策の具体的方向 >>

①様々な分野における女性活躍の支援

女性の参画拡大のため、様々な分野で活躍している女性に関する情報や、身近な地域での女性の活動に関する情報の収集と提供に努めます。

また、防災分野での女性の参画を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	女性人材の育成のための情報提供	女性の自己能力や女性人材の育成のための講座開催の情報を収集し、提供に努めます。	地域政策課
2	地域の活動情報の提供	身近な地域の活動情報を提供し、多くの方が参加しやすい環境づくりを推進します。	地域政策課
3	地域における女性参画の機運の醸成	誰もが気兼ねなく参加できる催し・イベントを定期的に開催します。	地域政策課



②農業や商工業、観光分野における女性の参画支援

本町の地域特性を活かした男女共同参画を促進するため、おかみの会や商工会女性部への支援をはじめ、農業や商工業などの自営業に携わる男女が共に快適に働くことができるよう、各種支援や啓発に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	家族経営協定作成の推進	農業者の経営改善計画の認定に際し、家族経営協定作成への支援および指導を行い、男女ともに意欲とやり甲斐を持って経営に参画し、魅力的な農業経営を行うことを推進します。また、働きやすい就業環境などについて感心を持つよう、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課
2	農業者年金への女性加入の推進	女性に対する農業者年金の周知および加入を推進します。農業を積極的に担う女性を支援し、情報提供や啓発に努めます。	農林水産課
3	農協女性部への支援	農業に従事している女性は産業の重要な担い手であり、地域の活性化に大きな役割を果たしています。女性農業者のエンパワーメントと、女性リーダーのネットワークづくりなどを支援します。	農林水産課
4	おかみの会への支援	旅館協同組合に加入している旅館の女将で構成する「おかみの会」の活動を支援します。 「おかみの会」ならではのさまざまなアイデアや観光案内事業を支援することで、湯河原温泉の観光経済の発展と振興につなげていきます。	観光課
5	稼げる農業	JA農協の直売所をはじめとして、農作物の販売を拡大・確保し、耕作者が消費者に選ばれる、多くの農作物を販売できる環境を整備し、地場産業の発展と農業の振興につなげます。	農林水産課
6	商工会女性部への支援	商工会に加入している事業者の女性で構成する「商工会女性部」の活動を支援します。 「商工会女性部」ならではの視点やおもてなしで、湯河原温泉の観光経済の発展と振興につなげていきます。	観光課

施策の基本的方向Ⅰ-3 家庭・地域活動への男性の参画の促進

>> 現状と課題 >>

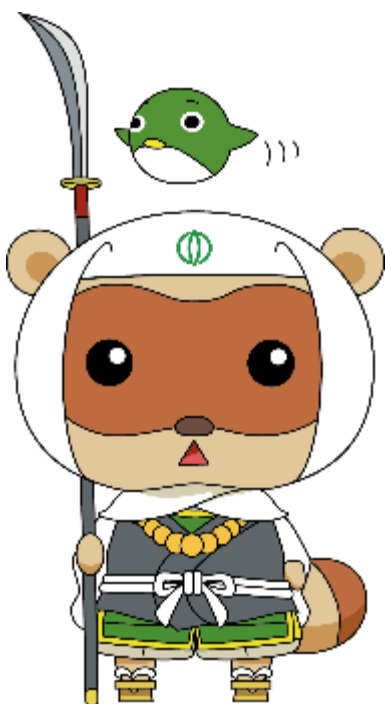
60代ではまだ現役で働いている方が多く、老人クラブにおいては60代の新規会員の加入がありません。定年退職後は活躍の場を失った男性などが、社会で新たな活躍をするきっかけをつかめず、閉じこもりがちになる場合が多くみられます。なお、まちづくりボランティア協会は依然として高齢化率が非常に高いものとなっていますが、男女比については、例年女性の方が多く、男性の約2倍を占めています。

現役で働いている時期から徐々に地域活動に関わる機会を創出することで、個人と地域のつながりにつなげることが必要です。

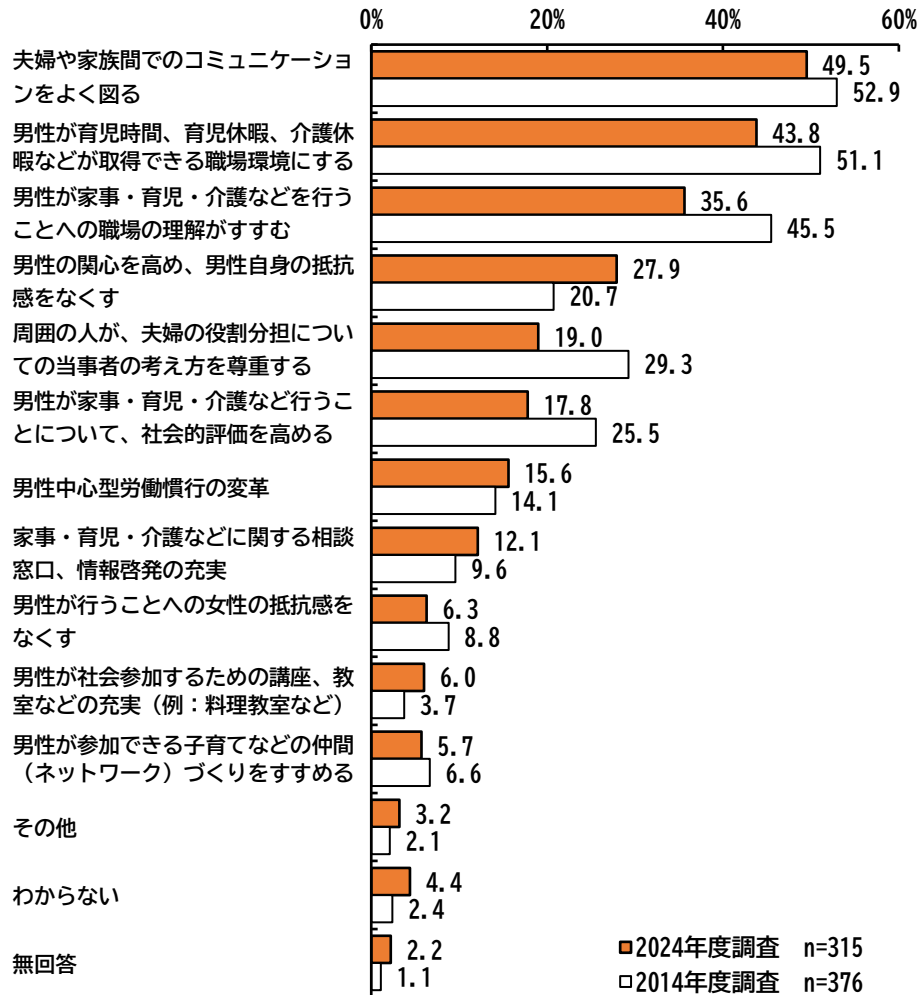
リーダーの高齢化による後継者問題、移動手段問題、身体的問題により活動の継続が厳しい状況が続いています。地域コミュニティの充実や関係人口創出のための交流拠点を運営し、お年寄りや若者など多世代交流を図ることで、活動の継続につなげることが必要です。

近隣自治体と「男女共同参画」に関する講演会を実施しており、近年は女性からの視点の内容が中心となっているため、男性の意識改革に係る内容も充実させることで、男女共同参画の実現を働きかけます。

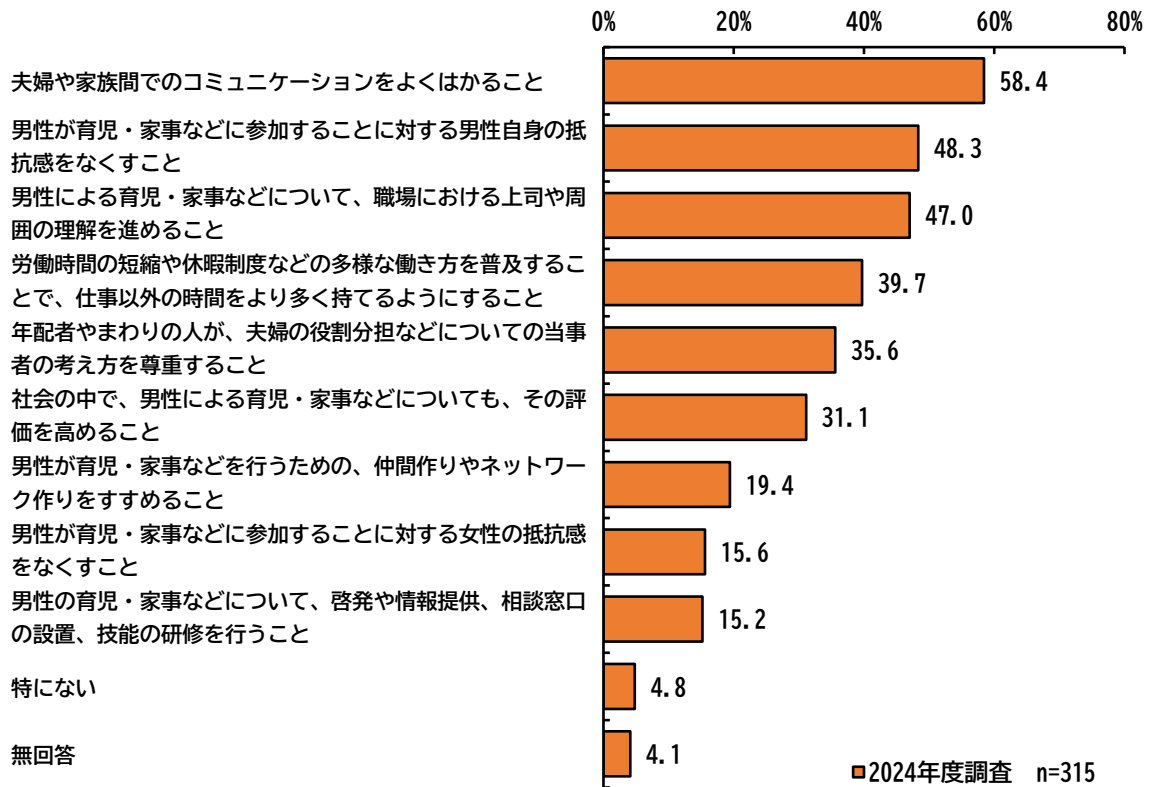
男女共同参画社会の実現のために、男性の意識改善により家事などへの参加を促進し、社会への積極的な参加の機会づくりを進めます。



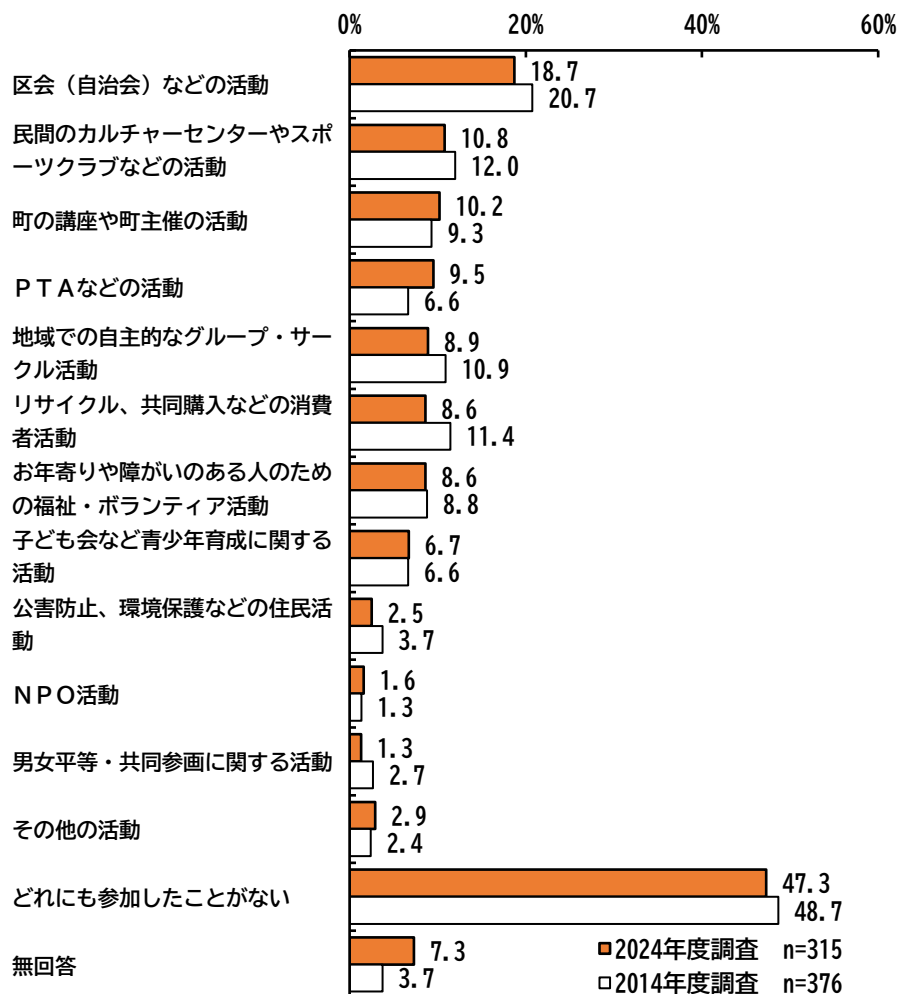
●男性が家事・育児・介護を積極的に行っていくために必要だと思うこと【問17】



●男性が育児や介護・家事・地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと【問 21】



●この1～2年の間に実施した活動【問 23】



>> 施策の具体的方向 >>

①男性の家庭・地域活動などへの参画の促進

男女共同参画実現にかかる講演会、勉強会を開催し、男性の家庭・地域活動などへの参画を促進します。

その際、男性一人では家庭、地域活動への参加が難しい（意欲がない）ため、商工会、観光協会等の協力を受け、広域的かつ敷居が低いものとするなど、集客方法に工夫を凝らしします。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	男性の家事・育児・介護などに関する啓発と学習機会の提供	男性の家庭生活への参画を推進するための啓発を推進し、家事・育児・介護などについて、新たな視点を育むための学習機会を提供します。 また、各所管課と連携し、情報交換をすることで、充実した学習内容となるよう努めます。	社会教育課 地域政策課 保健センター 介護課
2	ボランティア養成講座	ボランティアの入会を希望する方をはじめとした養成講座を開催し、男性の積極的な社会参加や多文化交流を推進します。	地域政策課
3	男性の地域活動への参画の推進	町内イベントをはじめ、区会や老人会などの情報を提供し、男性の地域活動への積極的な参画を推進します。	地域政策課
4	老人クラブへの支援	高齢者自身のネットワークづくりを支援することで、社会参画活動（健康活動・友愛活動・奉仕活動）を推進します。	介護課
5	介護予防サポーター等の養成	介護予防事業の運営補助や訪問・通いの場の運営など自主的な活動を行う介護予防サポーターや地域の方が認知症に関する知識と理解を深める認知症サポーターを養成し、住民同士が支え合う体制整備を推進します。	介護課
6	シルバー人材センターへの支援	健康で働く意欲のある高齢者の知識や経験を生かし、働くことを通じて生きがいを見出すことや、地域社会への貢献を支援し、社会参画活動を推進します。	介護課

基本的課題Ⅱ 職業生活における男女共同参画の促進とワーク・ライフ・バランスの実現

施策の基本的方向Ⅱ-1 男女平等な雇用環境の整備

>> 現状と課題 >>

就業者の減少や 65 歳以上の非就業者の増加、男女間の就業者数の差も少なくなるなど、人口構造や社会環境が大きく変化しています。

2019 年から発生したコロナ禍の影響により、本町においても就業機会が損なわれる事態に一時陥いましたが、2023 年度以降、町内事業所においては、人材確保のため人材募集を行っていることから、順調な回復がなされています。

本町は、観光の町であることから旅館業での人材募集が多くあり、現在では女性の働き口が充分にあります。また、テレワーク勤務などの様々な働き方が生まれたことを受け、家事や育児を行いながら、男性女性お互いが仕事に就くことが可能となりました。

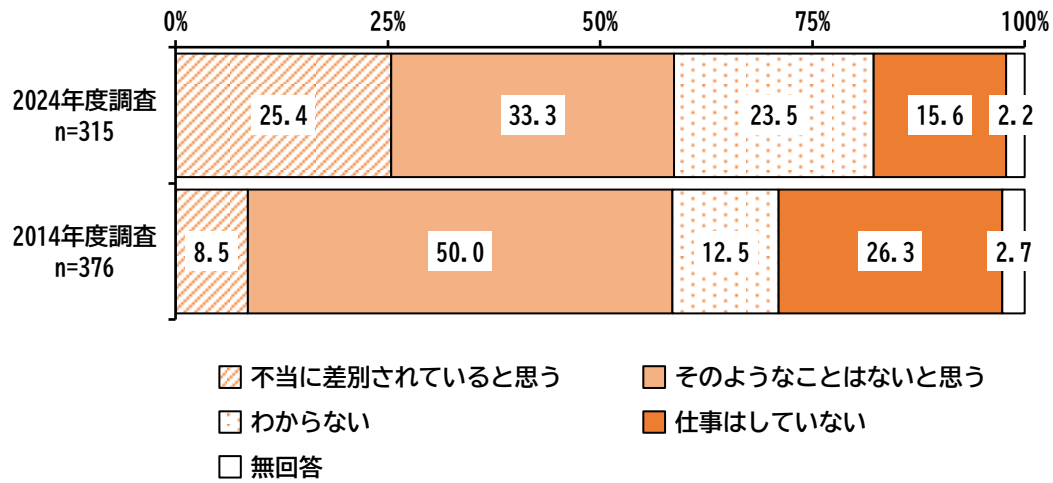
少子高齢化が進行し生産年齢人口の減少が続く中で、経済成長を持続していくために、本町においても女性の経済社会への参画促進の重要性がますます高まっています。

女性が能力を発揮できる雇用環境づくりの推進と、職場でのハラスメント防止を同時に促進しつつ、旅館の女将や農家の女性など、湯河原町の地域特性を生かした雇用環境の整備を支援します。

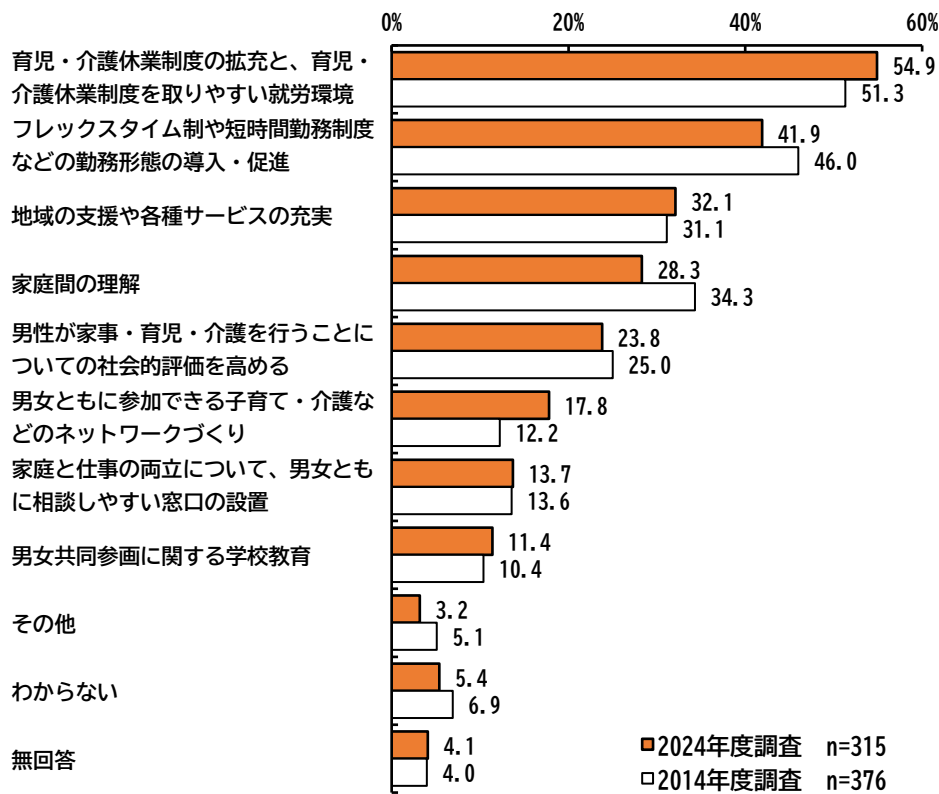
男女平等な雇用環境を整備するためには、女性への不当な差別はあってはならないものですが、現状、湯河原町においては仕事の内容面や待遇面で差別をされていると思う人の割合が近年高くなっています。以前よりも職場環境への意識が変化しつつあり、この現状・課題に対して関係機関と協力し、意識啓発などに取り組む必要があります。



●仕事の内容や待遇面で、女性是不当に差別されていると思うことがあるか【問 18】



●ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと【問 20】



>> 施策の具体的方向 >>

①労働相談の充実・ハラスメント対策の推進

就業を希望する女性がその能力を発揮し社会へ参画できるよう、関係機関等と連携し、一人ひとりのニーズに合わせた相談や情報提供を行います。

また、あらゆる場面でのハラスメントを防止するため、町職員や教職員に向けた研修等をはじめ、情報の収集と啓発に努めます。

さらに、女性が持ちうる能力を発揮できる雇用環境づくりの推進と、職場での各種ハラスメント防止を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを保ち、本町の地域特性を活かした雇用環境の整備を支援します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	就職情報などの提供および職業相談	小田原公共職業安定所（ハローワーク小田原）からの求人情報を役場・商工会で配布し、雇用の確保を図ります。また労働関係機関からの情報提供を行います。	観光課
2	労働相談、就労相談など各種相談事業の充実	関係機関・団体などと連携し、労働相談、就労相談などを実施します。	観光課 秘書広報室
3	町職員及び教職員へのハラスメント防止対策	町職員及び教職員を対象に、ハラスメントの防止についての研修等を実施し、理解の促進や啓発に努めます。実際に疑わしい事案が発生した場合には、相談しやすく、かつ声を上げやすい体制を構築します。	総務課 学校教育課
4	あらゆるハラスメントへの防止のための啓発	昨今のハラスメントは多様であり複雑となっていることから、それらへの理解を深め、関係機関からの情報収集を充実し、ハラスメントを未然に防ぐための啓発と、普及に努めます。	地域政策課

②多様な働き方に対応した適正な就業環境の整備

庁内では、男性職員の保育士、栄養士や女性職員の設計業務担当職員、消防職員など、生まれ持った性別にとらわれることなく、多種多様な業務を担う職員が増えつつあります。

一方で、施設的にも職場環境が充分であるとは言えず、また、周りからの理解も充分には得られていない状況下であることから、就業環境の整備を進め、性別にかかわらず生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な働き方に対応した適正な就業環境の整備を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	延長保育の実施	町立保育園での延長保育や公立幼稚園での預かり保育を実施し、就労する保護者の支援に努めます。	こども支援課 学校教育課
2	パートタイム労働者などの雇用環境の整備	パートタイム労働者などの雇用環境の改善に向け、企業等に対し、パートタイム労働法や最低賃金などの周知徹底を図ります。	観光課

③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の推進

男女が安心して働き続けられる環境づくりのため、家庭や地域での生活、趣味などの活動に使う生活時間や睡眠時間を確保できる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた施策を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	育児・介護休業制度などの普及	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、企業に対し育児・介護休業制度などの普及を啓発します。	観光課
2	多様な就労形態の普及	企業に対しフレックスタイム制など仕事と家庭生活が両立しやすい各種制度や就労形態の普及を図ります。	観光課
3	町職員の労働環境の整備	子を養育する職員や介護を担う職員の継続的な勤務を推進するため、家庭生活との両立を図ることができる労働環境整備と休暇等制度の周知を図ります。	総務課

施策の基本的方向 II - 2 女性の多様な働き方への支援

>> 現状と課題 >>

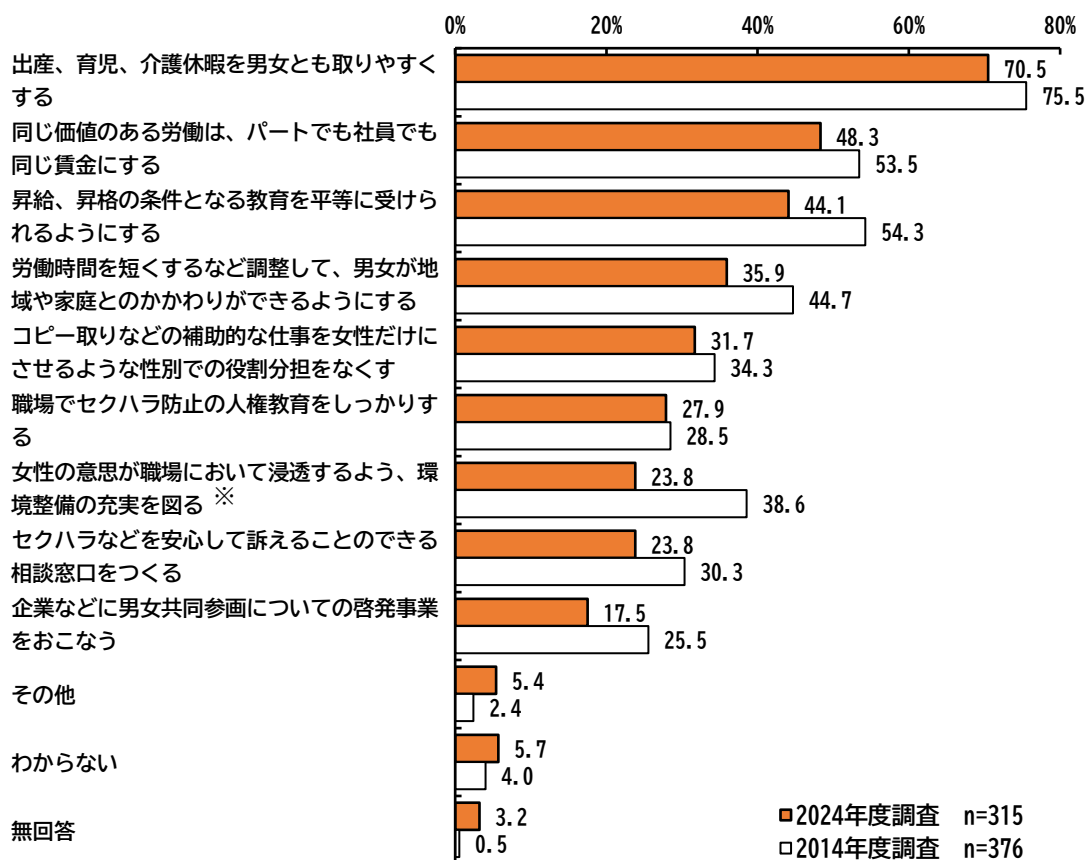
庁内では男性職員に比べ、女性職員が少ないことから、女性職員同士だけでなく庁内全体でのコミュニティの希薄化がうかがえます。また、各所属内においても気軽に相談できる体制が十分ではなく、迅速な体制の構築が求められます。

子育てなどによる不規則な勤務時間の就労体制でも、人材が確保できるよう、庁内の体制を整備するとともに、働き方改革への取組みを進め、ワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。

全ての消防庁舎に女性が当直できる整備の構築や、女性が働きながら出産や子育てができるシステム作りが完了していないなど、浮き彫りになっている課題への対応策の検討が必要です。

女性の就業機会を拡大・推進するため、関係機関と連携し人材育成や起業のための学習機会の創出に努めるとともに、短時間勤務など多様な働き方による就労機会の拡大を推進します。

●男女が各自の能力を発揮して生き生きと働くために必要だと思うこと【問 19】



※ 2014年度は女性をもっと職場の意思決定に参画させる

>> 施策の具体的方向 >>

①女性の就業機会の拡大・推進

子育てや介護などが終了した女性などに対し、町内事業所での雇用を確保するなど、就業機会の拡大・推進を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	女性の就業に対する支援	ハローワーク等関係機関との連携による相談、紹介等を行い、女性の就職、再就職や、や創業支援セミナーの開催などによる創業や事業拡大などを支援します。	観光課
2	セミナーなどの情報提供	子育てや介護などにより離職した女性の再就職・起業などの相談窓口や、セミナーなど学習機会の情報提供に努めます。	地域政策課
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	女性が働きながら、出産や子育てができるよう、企業向けに働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報を発信していきます。	地域政策課 観光課

②女性の能力発揮のための積極的取組の推進

女性の能力発揮の場を広げるため、救急隊員をはじめ町職員に対する教育や研修による人材育成を図るとともに、企業における男女平等の実現に向けた取組を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	女性消防職員の育成	消防業務の現場では、性別や年齢の違いによるニーズに対応するため、様々な配慮や接し方ができる女性消防職員の必要性が高まっています。このため、職員教育や研修などによる人材育成を図ります。	消防本部
2	町職員に対する教育および研修による人材育成	女性の能力発揮の場を広げるため、女性職員に対する積極的な教育、研修などによる人材育成に努めます。	総務課
3	ポジティブ・アクション（就労における女性の活躍推進の措置）導入の促進	企業等に対する男女雇用機会均等法等の啓発により、ポジティブ・アクションの導入を促進します。	地域政策課

基本的課題Ⅲ 教育・学習・啓発活動の推進

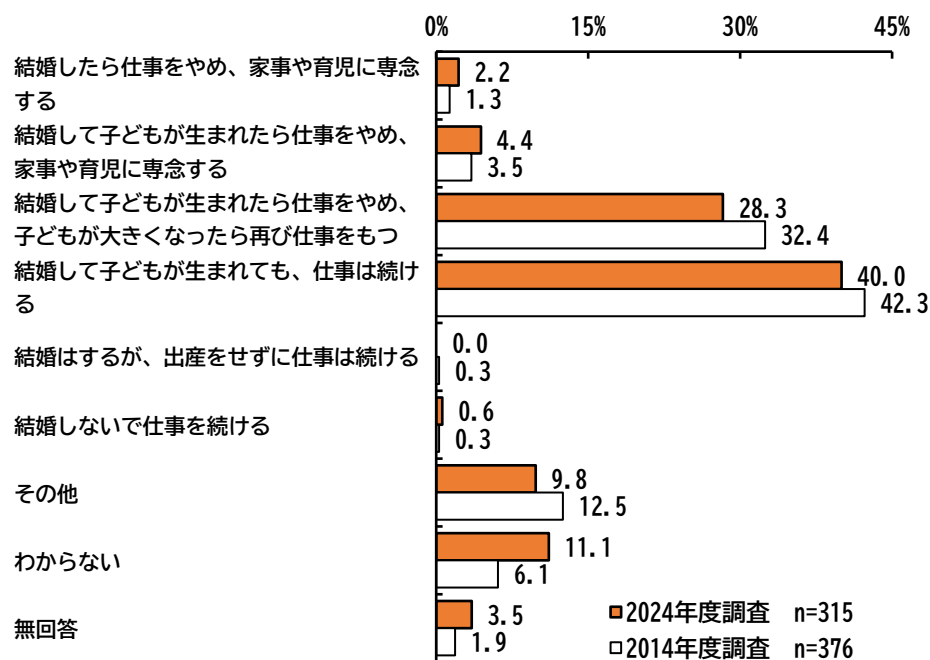
施策の基本的方向Ⅲ-1 男女平等教育の推進

>> 現状と課題 >>

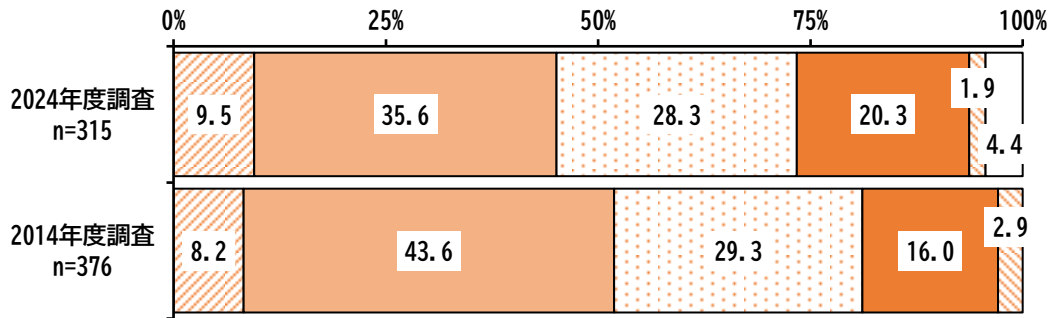
性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりは、発達段階での生活環境や教育による影響が大きいと考えられます。

学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、人権の尊重に基づく男女平等観の形成を生涯にわたり推進する、教育・学習の充実と、教職員などに対する男女平等教育の拡充を通して、理解の促進を図ります。

●望ましいと思う女性の生き方【問 15】

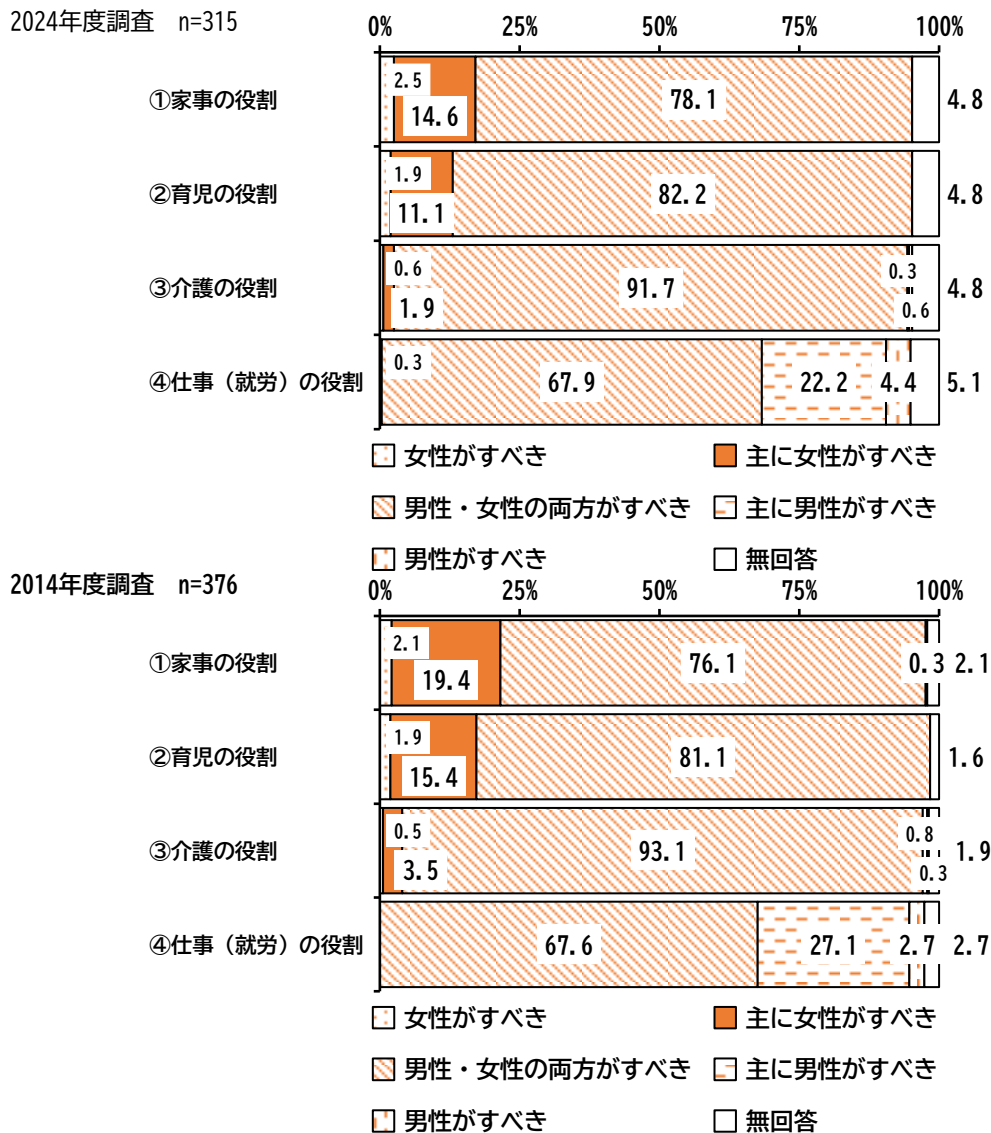


●「男の子・女の子」の育て方に対する考え【問 13】



- ☒ 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てたほうがよい
- ☒ 「男らしさ」「女らしさ」を強調しないが、性差に配慮し育てたほうがよい
- ☒ 「男の子」「女の子」という意識をせず、区別なく育てたほうがよい
- ☒ 子どもの育て方について特に男女の意識をしたことはない
- ☐ その他
- ☐ 無回答

●家事・育児・介護・仕事（就労）の役割における考え【問 16】



>> 施策の具体的方向 >>

①発達段階に応じた男女平等教育の推進

子どもの頃から男女共同参画への理解を深め、一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を発揮し、自らが将来の生き方を考え、夢や希望に沿った進路を選択できる姿勢を育むことができるよう、発達段階に応じた男女平等教育を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	男女平等観に基づく教育・保育の推進	学校、幼稚園、保育園及びその他教育機関・施設などにおいて、人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに観点を置いた教育・保育活動を行います。	こども支援課 学校教育課
2	発達段階に応じた性教育の指導	学校において、人権尊重と男女平等の精神に基づき、児童・生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を行います。	学校教育課
3	道徳の時間を活用した男女共同参画の理解の促進	小・中学校の道徳の時間を活用し、男女の特性を理解し協力することや互いの人権尊重についての考えを深める機会をつくります。	学校教育課
4	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の概念等による性教育	中学生を対象とした性教育を実施します。性に関する正しい知識を身に付けることを目的とし、体の仕組みや性感染症、性暴力について学ぶ機会とします。	保健センター 学校教育課

②教職員などへの男女平等教育研修の充実

人権問題について、広い知識と解決方策を習得することを目指し、男女平等などの人権教育を推進するための研修を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	教職員に対する人権研修会の実施	全教職員を対象とした人権研修会を開催します。人権問題について、広い知識と解決方策の習得を図ります。	学校教育課
2	固定的な性別役割分担意識の是正に向けた取組	男女共同参画の視点に基づき、性別役割分担意識のない授業の展開に取り組みます。	学校教育課

③家庭・地域における男女共同参画への啓発学習

男女共同参画に関する知識や理解を深めることを目的に、また、家庭や地域において男女共同参画を身近に感じてもらうことを目的に、啓発活動を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	生涯にわたる学習機会の充実	各種講演会、講座、家庭教育学級などにおいて、男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、一時保育の実施など受講環境の充実に努めます。	社会教育課
2	学習活動を支援する指導者の養成	社会教育団体や指導者に対する研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った指導者の養成に努めます。	社会教育課
3	学習グループの育成・活動支援	学習グループへ情報提供などの活動支援を行うとともに、グループなどのネットワークづくりを推進します。	社会教育課

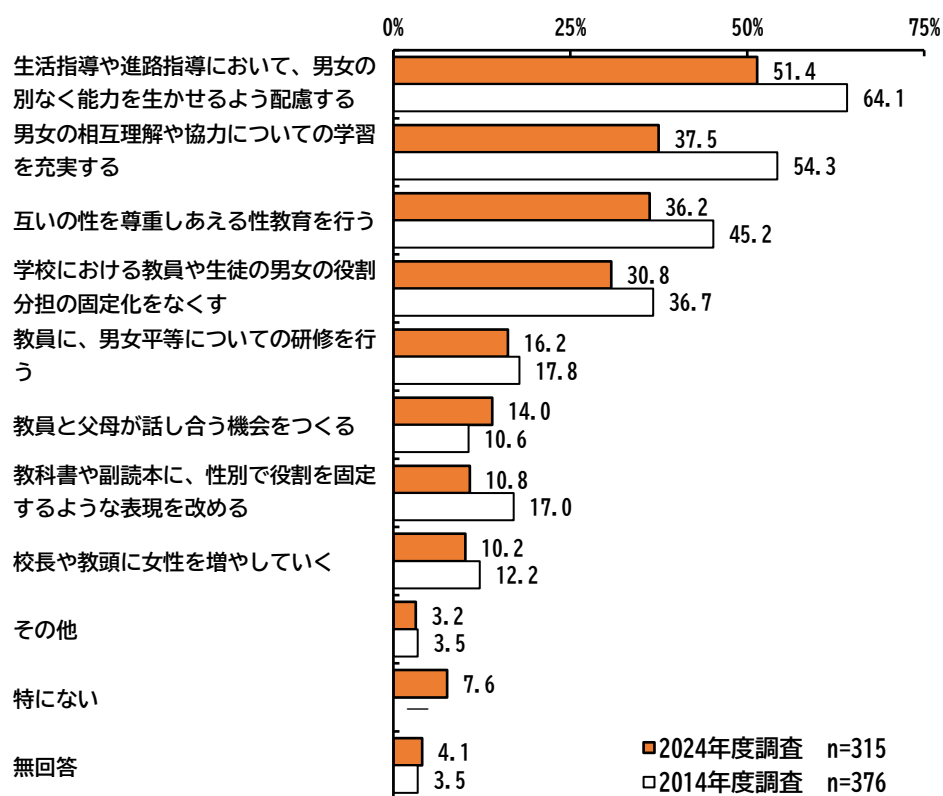


施策の基本的方向Ⅲ-2 子ども・若者に向けた意識啓発

>> 現状と課題 >>

子どもや若者に向けた意識啓発に取り組むなど、早い時期から男女共同参画への意識を育むことは、固定的な性別役割分担意識等にとらわれず個性と適性に応じた人生設計ができるようになります。

●男女平等に関して学校教育に望むこと【問 22】



>> 施策の具体的方向 >>

①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

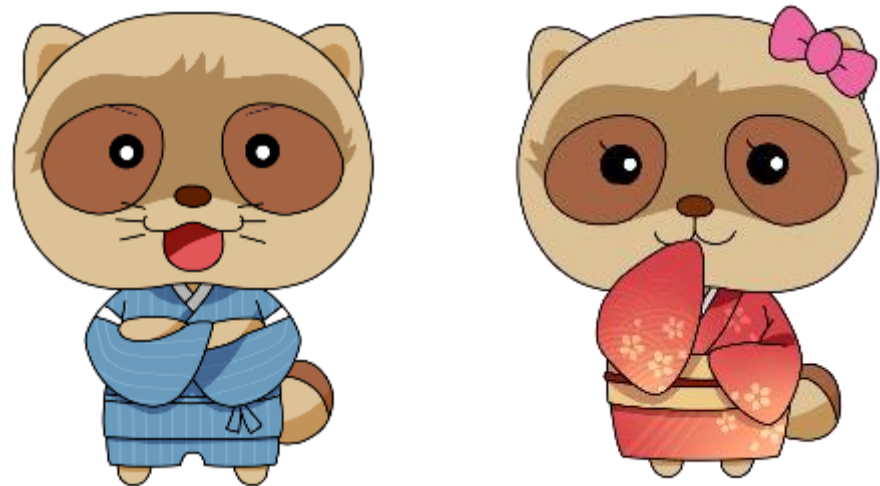
個性と適正に応じた進路や生き方を選択できるよう、ライフキャリア教育等を支援します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	家庭教育の重要性の理解促進	小・中学生の保護者等に対し、家庭教育の重要性について意識啓発に取り組みます。	学校教育課

②学校現場における基盤整備

教職員向けの男女共同参画を推進する研修や、児童・生徒向けの男女共同参画に関する教育を行うなど、学校現場における男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	教職員、児童、生徒向けの啓発資料の配布等	教職員及び児童、生徒向けの啓発資料の配布等をととして、理解の促進や啓発に努めます。	学校教育課



基本的課題Ⅳ 身体と性に関する女性の人権の確立

施策の基本的方向Ⅳ-1 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

>> 現状と課題 >>

男女は一人の人間として平等ですが、女性と男性では身体的・生理的な差異があります。特に女性は妊娠・出産をはじめ、生涯を通じて、男性にはない身体の変化や健康上の問題に直面します。

男女共同参画実現のためには、女性が生涯を通じて健康であることが必要ですので、女性自らが正しい情報を得て健康を維持できる取組が重要です。

>> 施策の具体的方向 >>

①健康・食育等の推進

保育園や学校での給食での食の安全の取組をはじめ、小田原市と湯河原・箱根・真鶴町の1市3町の共催による食生活改善推進ボランティア養成講座の開催や、神奈川県を主体とする「かながわ未病改善宣言」への取組などを通して、誰もが健康に暮らすための食育を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	保育園・学校給食を通しての食育の推進	保育園・学校給食において、食の安全に向けた取組を推進するとともに、栄養バランスのとれた食事を提供し、望ましい食習慣の確立を図ります。また、アレルギー疾患児などの食事に配慮します。	こども支援課 学校教育課
2	食生活改善推進ボランティアの養成講座の実施	小田原市と湯河原・箱根・真鶴町の1市3町共催で養成講座を開催します。栄養士による講義や調理実習、健康運動指導士による運動指導など、栄養の基礎から、年代別・病態別の栄養などについて学びます。修了後は、湯河原町食育サポートとしての活動を奨励します。	保健センター
3	「かながわ未病改善宣言」への取組	神奈川県が中心となって取り組む「かながわ未病改善宣言」に連携し、誰もが生き生きと健康に暮らす社会の実現に努めます。	地域政策課

②母子保健事業等の充実

妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減するため、助産師、保健師、栄養士、心理相談員等による健康教育・健康相談などを行います。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	女性へのがん検診の実施	女性の定期的な健康診査の受診率は低くなっています。そこで、女性の健康保持対策として、女性特有のがん検診を実施します。	保健センター
2	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱い（マタニティ・ハラスメント）の防止に努めます。	保健センター
3	育児相談・子育て相談の実施	育児の不安の軽減を図ることを中心に、保健師・栄養士・助産師・心理相談員等により育児相談や子育て相談を実施します。	保健センター
4	乳幼児健康診査の実施	母子保健法に基づき、乳幼児の健やかな発育、発達を促すための一助として、乳幼児健康診査を実施します。また、本町は幼児のう歯保有率が高いため、歯科健診も定期的に実施します。	保健センター

③性と生殖にかかわる女性の意思の尊重と知識の向上

関係機関と連携し、思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談などの充実を図ります。

また、妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるように、出産・育児・栄養に関することなど具体的知識の普及を図り、育児不安などの解消・軽減を図ることにより、地域での孤立化を防ぎます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	妊娠出産に関しての自己決定権の尊重やライフスタイルの多様性への理解の推進	女性が母性に縛られることなく、また出産が女性へのプレッシャーとならないよう、妊娠出産に関しての女性の自己決定権の尊重や、ライフスタイルの多様性への理解の推進を図ります。	保健センター
2	女性の健康相談の充実	思春期・更年期・高齢期における女性の健康相談の充実を図るとともに、健康に対する教育事業も実施します。	保健センター
3	ウェルカムベビー教室の実施	妊娠中の生活を心身ともに健康に過ごすことができるよう、また、地域での孤立化を防ぐための講座などを実施します。妊娠期から出産までの過ごし方や、育児手技の指導を実施します。	保健センター

施策の基本的方向Ⅳ-2 異性等からの暴力に対する総合対策の推進

>> 現状と課題 >>

配偶者や交際相手などから、また、家族間による暴力は、家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすいものですが、被害者は身体だけでなく心も傷つき、以後の生活にも影響を受けることになります。

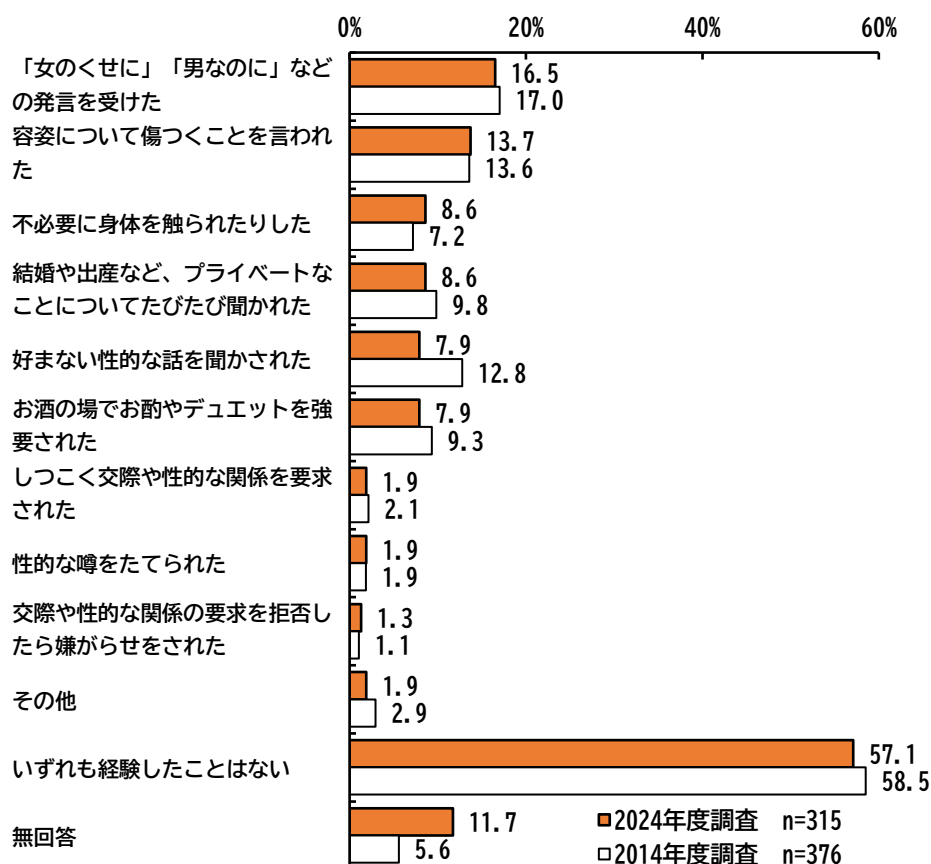
本町でも、国や県から提供される啓発グッズ等を適正に活用し、周知を図ります。

小田原保健福祉事務所などの県の専門機関や、庁内の福祉部局との連携を日ごろから行い、DVにかかる最悪の事態に対しても迅速な対応ができるよう努めています。一方で、本町のような小さな町では、専門的な職員が不足していること、一時的な保護を受け入れる施設がないのが現状です。

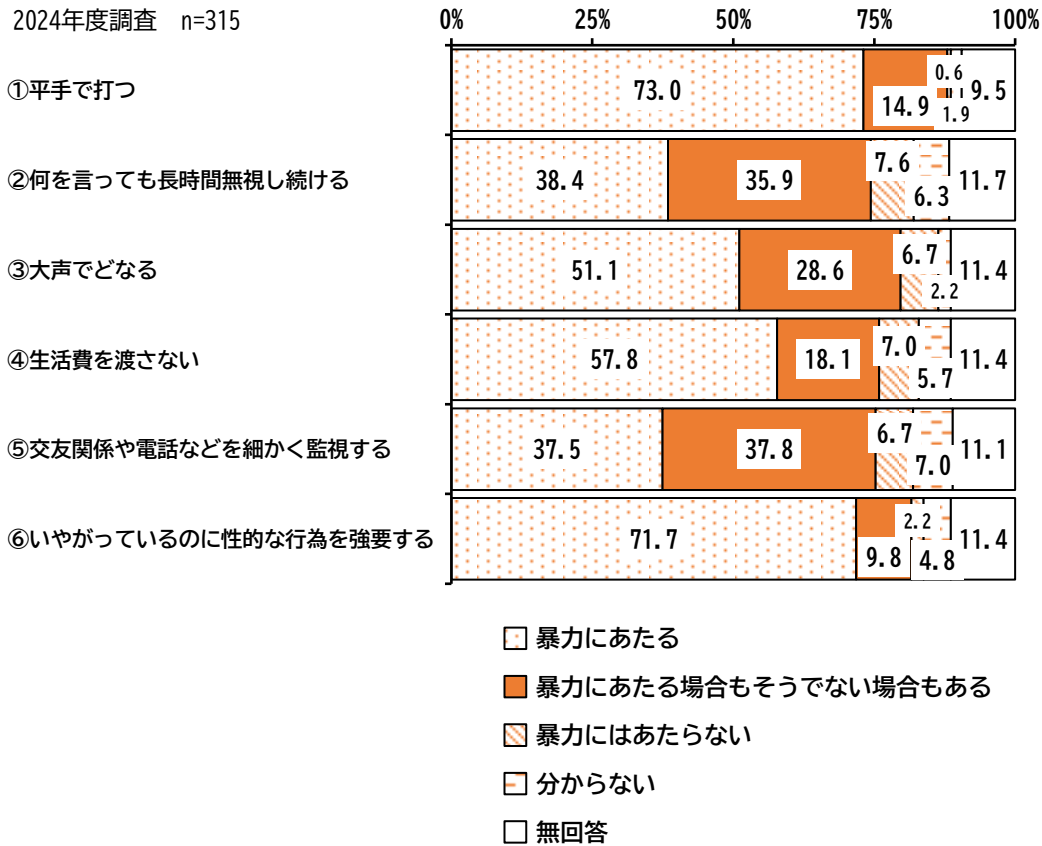
庁内においても役割を適正にすみ分け、充分に活用できるよう、女性を社会などから保護する法律等の理解を深めます。

近年、災害時の避難所等における性暴力が問題となっており、その防止のため避難所運営に女性が積極的に参画できるよう周知を図ります。

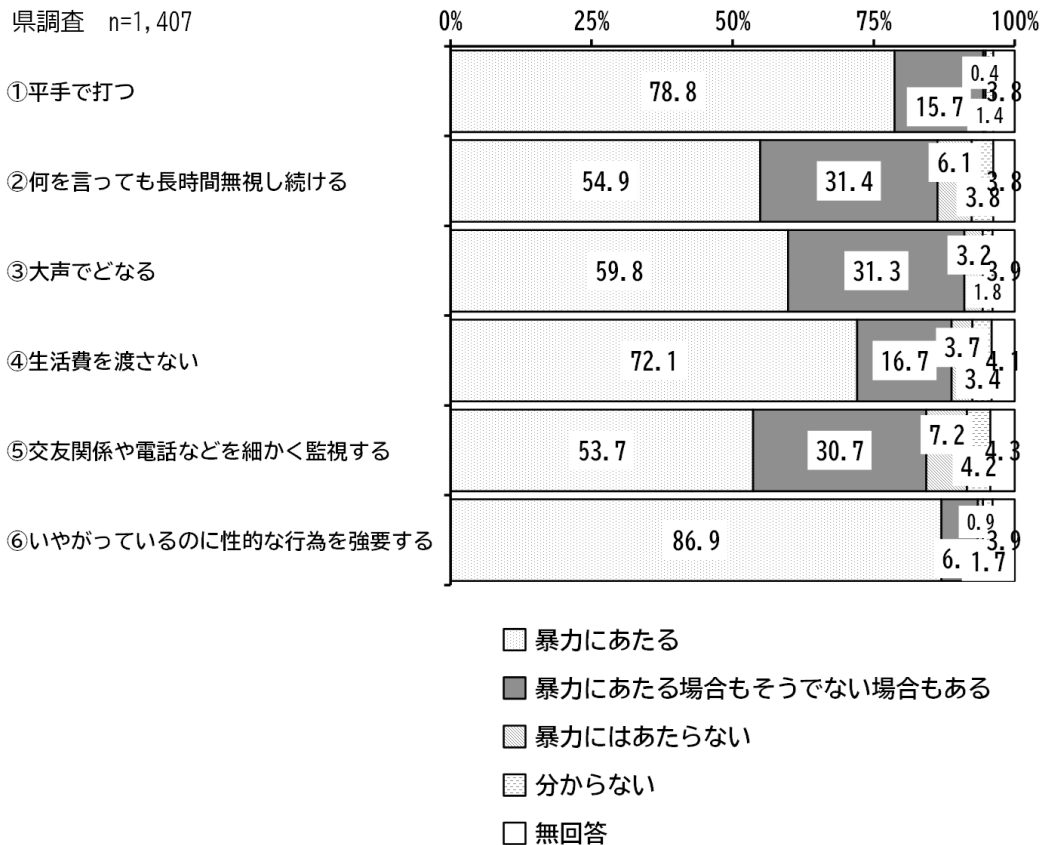
●職場・地域・学校などでのハラスメント経験【問 25】



●夫婦間で行われた場合、暴力（DV）だと思うもの【問26】



<参考> 令和4年度(2022年)神奈川県『県民ニーズ調査』(第1回課題調査)



>> 施策の具体的方向 >>

①配偶者などによる暴力被害者からの相談・一時保護体制の充実強化

相談窓口の周知を図るとともに、プライバシーに配慮した相談体制、緊急一時保護体制の充実や、相談対応者の育成を図ります。

また、避難所など限られた空間においても、暴力被害を防止できる体制の整備を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	D V 相談窓口の充実	配偶者などからの暴力の被害者相談窓口として、関係機関と連携をとり相談体制を構築します。 関係機関からの被害者支援に関する情報などを周知します。	地域政策課
2	関係機関との連携体制の確立	窓口での相談内容に応じ、神奈川県や警察など関係機関との連携体制を確立します。	地域政策課
3	緊急一時保護体制の充実	暴力による被害女性の救済に備え、民間活動団体と協定し緊急時に備えます。	地域政策課
4	高齢者虐待の防止	高齢者虐待の防止に向けた普及啓発や早期発見・早期対応が図れる体制の構築・促進に努めます。	介護課
5	実務者会議等による情報交換	保健福祉事務所や近隣自治体との連携・調整により、相談窓口としての充実・推進を図ります。	地域政策課
6	避難所運営における女性の積極的参画	避難所運営マニュアルに、女性専用空間の設置、運営側への女性参画、巡回警備などを位置付け、性暴力等の防止施策の充実、推進を図ります。	地域政策課

②児童に対する虐待防止対策の推進

児童虐待は DV との関連が深いことから、関係機関との一層の連携のもと、児童に対する虐待の防止に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	学校と教育委員会との連携強化	学校内における児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、学校と教育委員会が一体となって取り組みます。	学校教育課
2	警察などとの連携、地域安全集会の実施	登下校時などの性犯罪など、子どもが被害者となる性暴力を防止するため、警察などと連携し、地域安全情報を家庭や P T A などへ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	学校教育課

No.	施策名	事業内容	担当課等
3	家庭と地域との連携強化	児童虐待は性別役割分担を背景として、男性の育児への不参加やDVとも深くかかわっていることから、家庭内の問題に留めることなく、地域と連携して、予防と発見のための相談機能の充実や啓発などに取り組みます。	保健センター 地域政策課 学校教育課
4	子どもの居場所によるまちづくり	多世代の居場所や駅前の居場所（子ども第三の居場所）による、地域の子どもの地域の大人が見守るまちづくりを推進します。	地域政策課 こども支援課
5	児童相談の充実	児童虐待の予防、再発防止対策を確立するため、関係機関と連携をとりながら児童相談を充実させます。また、青少年相談室との連携により、子どもの自立に至るまで、それぞれの生活に応じた切れ目のない支援を行います。	こども支援課 保健センター 社会教育課 学校教育課

③異性等からの暴力の予防と根絶に関する啓発の促進

「異性等からの暴力」は、女性も男性も被害者になることがあることから、予防のための情報提供を幅広く進めるとともに、暴力の根絶に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	配偶者や交際相手などからの暴力防止に向けた啓発の促進	国や県、関係機関などが作成する暴力防止啓発のための冊子・リーフレット等について、窓口や講演会などイベント時における積極的な配布を図ります。	地域政策課
2	デートDV防止のための啓発の促進	初めは気付きにくいデートDVの防止や被害者対策について、機会をとらえた情報提供に努めます。	地域政策課
3	性犯罪やストーカー被害対策の啓発促進	性犯罪やストーカー行為など、異性等からの暴力の抑止と被害者の支援対策について、関係機関と協力し啓発に取り組みます。	地域政策課
4	高齢者虐待防止の広報・啓発活動の推進	高齢者虐待に関する気づきや早期発見、見守りの担い手としての地域の住民や関係者等に対し、虐待に関する知識や意識の普及啓発を図ります。	介護課

施策の基本的方向Ⅳ-3 困難な問題を抱える女性等に対する支援

>> 現状と課題 >>

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、見守り支援の強化が必要となっています。また、多くの高齢者が日常生活の中で困り事や不安を抱えており、生活支援サービスの充実や相談支援体制の強化が必要です。特に、住民同士が支え合う住民主体の通いの場や訪問活動の充実が重要となっています。

「広報ゆがわら」、「回覧板」などの紙媒体、「知人や友人」、「家族や親族」から聞くといった方法で情報入手している高齢者が多く、広報の手法等について工夫が必要です。

高齢者等の避難行動要支援者の状況の把握及び災害発生時等における支援体制の確保・構築が必要です。

将来的に判断能力が低下した高齢者で、親族がいない・協力する親族がいない方が増えており、成年後見制度などの権利擁護事業の充実が求められています。

介護予防教室や講演会などの参加者が、比較的健康的な方が多く、いつも同じ方々が参加されることが多くなっています。そのため、自宅に引きこもっている方の把握が難しいことが課題となっています。

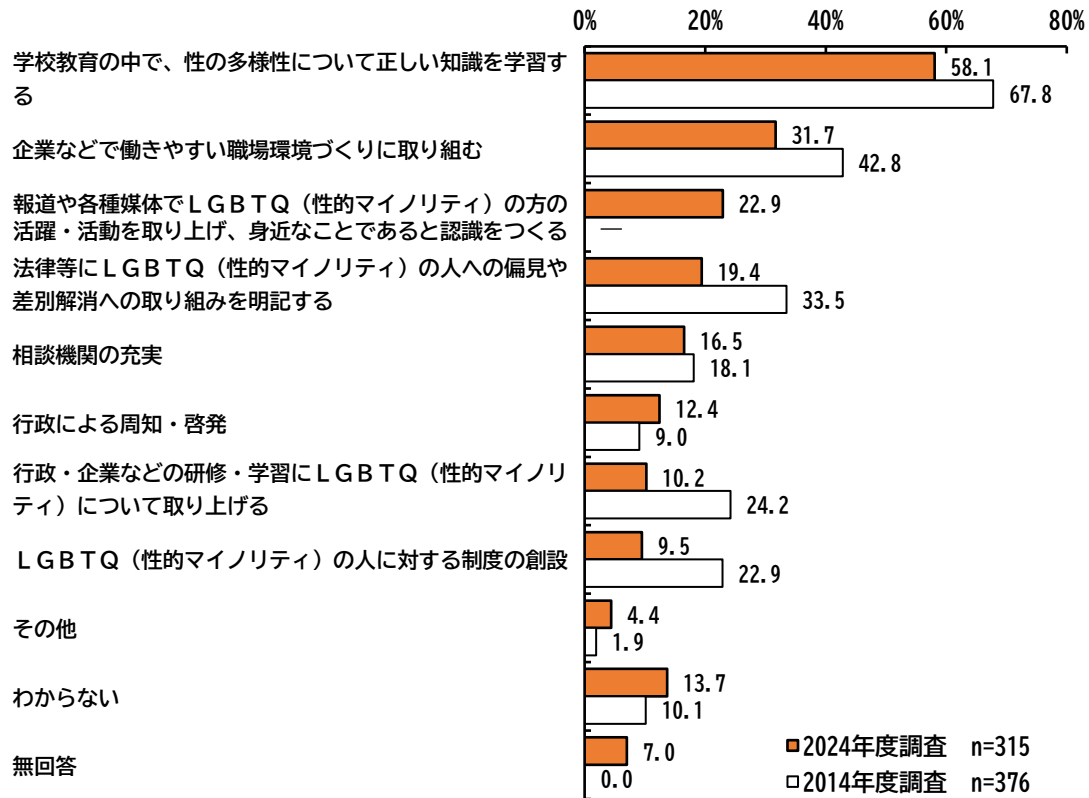
健康ポイントのほか、高齢者の足となる交通機関の充実や住民同士の支え合いについての検討が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響による非正規雇用者の解雇や雇止め、シングルマザーの失業率の上昇、自殺者の増加、DV 相談の全国的な増加、子どものいる有配偶者の非労働力化の進行など、社会的に弱い立場にある人ほど状況が深刻化する事態となっています。さらに、困難な女性の中には、自分が困難な状況化に陥っているという当事者意識に気づいていない方もおり、周囲の支援が必要です。

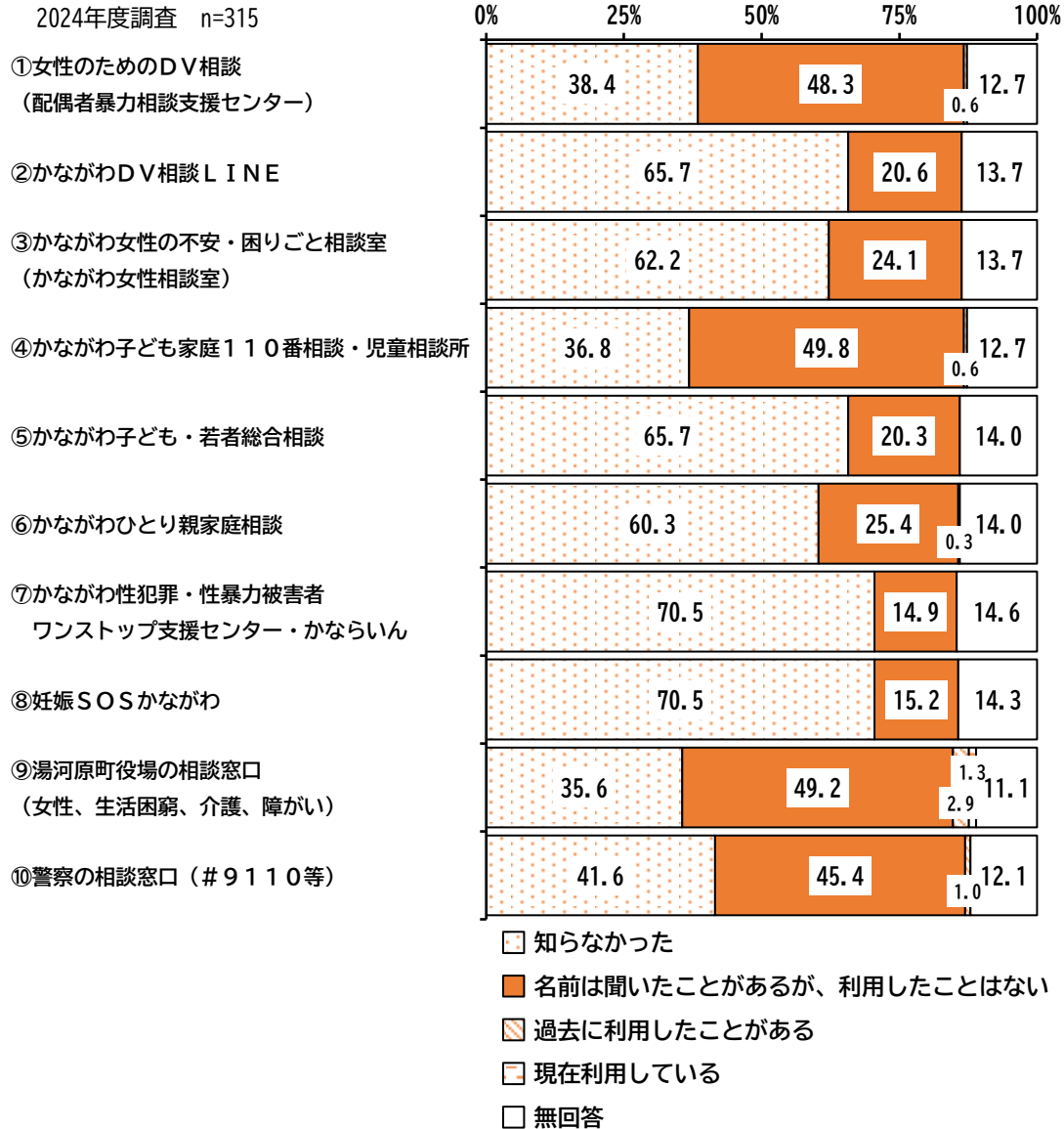
外国人については、「ゆがわら国際交流協会」の活発的な活動により、外国人のコミュニティづくりを推進しています。行政書類は基本的に日本語のみとなっており、女性に限らず外国人には解読が難しいものであるため対策が必要です。外国人は、言葉や文化の違いにより孤立しやすく、在留資格など複雑な課題を抱える事案が見受けられます。

LGBTQ については、湯河原中学校において、段階的に制服の選択の自由を導入していますが、地域の理解を得ることが課題となっています。LGBTQ というワードが全国的に浸透してきた中で、本町においても理解を深める機会を提供する必要があります。

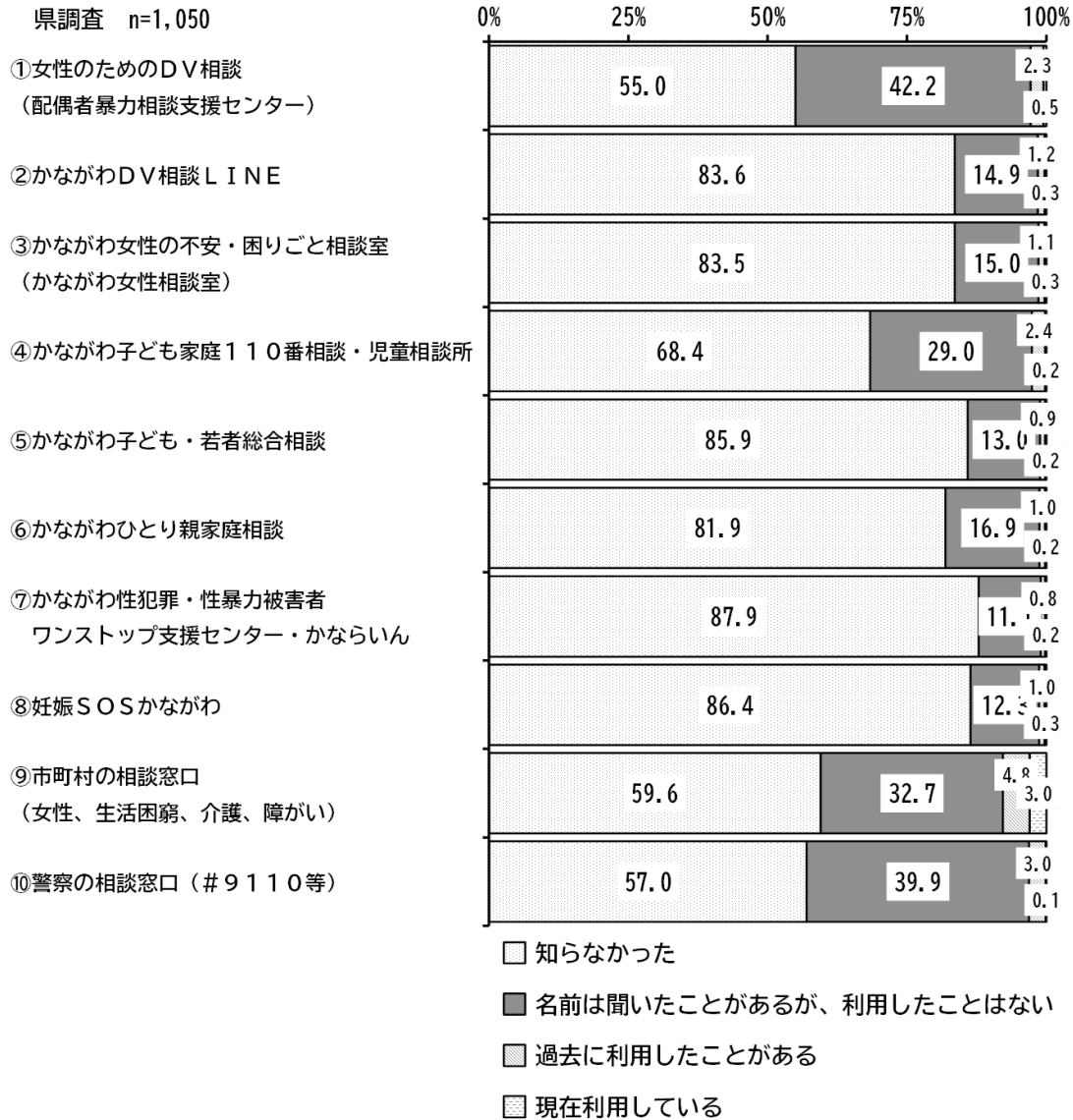
●LGBTQの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要だと思うこと【問 27】



●困難な問題を抱える女性の相談窓口の認知状況【問 29】



<参考> 令和5年度神奈川県困難を抱える女性に係る実態調査調査結果



>> 施策の具体的方向 >>

①ひとり親家庭への支援の充実

子育ての経済的不安の解消を図るほか、子育て支援を充実することで社会的自立につながるよう支援します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	ひとり親家庭等医療費助成の実施	町内在住のひとり親家庭等の方に、保険取扱機関でかかった医療費の自己負担分を助成し、子育てを支援します。（所得制限あり）	こども支援課
2	児童扶養手当事業	18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護しているひとり親の方に児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。（所得制限あり）	こども支援課
3	小児医療費助成の実施	町内在住の高校3年生までの児童に対して、保険取扱機関でかかった医療費の自己負担分を助成し、子育てを支援します。	こども支援課



②高齢者・障がい者に対する支援

高齢者や障がい者が住み慣れた地域において、健康で充実した生活を送ることができる社会の実現を進めていきます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	都市公園などのバリアフリー化の推進	都市公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。	まちづくり課
2	老人クラブへの支援	高齢者自身のネットワークづくりを支援することで、社会参画活動（健康活動・友愛活動・奉仕活動）を推進します。	介護課
3	高齢者を地域全体で支える仕組みづくり	高齢者の総合相談などを行う地域包括支援センターの設置、在宅で円滑に生活するための医療・介護連携、認知症患者を地域で支える施策、住民同士の支え合いやインフォーマルサービスの充実を進める生活支援体制整備、在宅生活を続けるための検討を行う地域ケア会議を推進し、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。	介護課
4	健康づくりと介護予防の推進	要支援者等へのサービスの提供や介護予防の教室といった総合事業の効果的な実施、高齢者の健康事業と介護予防の一体的実施、リハビリテーションサービスの提供体制の構築、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組み、生きがいづくりの促進を行い、健康づくりと介護予防の推進を図ります。	介護課
5	地域の実情に応じたサービスの推進	ひとり暮らし高齢者を支える高齢者福祉サービスの充実、町独自事業や有料老人ホームなどの高齢者の多様な住まい、権利擁護事業の促進、災害・感染症対策を推進し、地域の実情に応じたサービスの推進を図ります。	介護課
6	在宅重度障がい者等福祉タクシー利用助成事業	在宅重度障がい者等が福祉タクシーを利用する場合に、日常生活の利便と障がい福祉の増進を図るため、タクシー利用券を交付し、1回の乗車につき初乗り運賃相当額を助成するものです。	社会福祉課

No.	施策名	事業内容	担当課等
7	湯河原町精神障害者等福祉的就労支援事業	精神障害者等の能力に応じて就労の場の拡大、職場適応能力の向上による一般就労への可能性を高めることを目的として、福祉的就労の場の提供する事業所への通所に係る交通費を助成するものです。	社会福祉課
8	障がい者自立支援給付事業・地域生活支援事業	障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的に社会へ参加することができるよう、障がい者の特性や程度・年齢に応じて、その生活を支えるための支援をします。	社会福祉課
9	障害者地域活動支援センター事業	町内在住の障がいがある方に、創作・生産活動の提供や社会参加の推進など総合的支援を行います。	社会福祉課
10	地域公共交通の充実	交通不便地域や交通空白地帯に町が運営するコミュニティバスおよび乗合い型デマンド交通（ゆたぼん号）を運行させることで、高齢者などの交通弱者を支援します。	地域政策課



③困りごとを抱える女性等に対する支援（外国人・生活困窮者・LGBTQ 等）

外国人、生活困窮者、LGBTQ など、困りごとを抱えた女性等に対し、関係機関との連携により、支援を展開します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	外国籍住民相談	外国籍の住民が抱える諸問題の相談に対し、適切な助言や必要な生活情報等を提供し、地域の国際化を推進します。	地域政策課
2	互いの違いを認め合う生き方の土壌づくりの推進	セクシュアル・マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権を人権として尊重するとともに、性のあり方が中立になるよう配慮したうえで施策を検討します。	地域政策課
3	生活困窮者等の自立に向けた支援	家庭・お金・住まい・仕事などの生活上の困難に直面している人が、地域において自立し、安心して生活を送ることができるよう、小田原保健福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関と連携・協力し、相談等の入口から就労等の出口まで寄り添った支援を実施します。	社会福祉課 地域政策課
4	パートナーシップ宣誓制度などによる性的マイノリティ（LGBTQ等）に対する支援	令和5年4月に創設した「湯河原町パートナーシップ宣誓制度」を周知し、性的マイノリティや様々な事情により、婚姻制度などが利用できずに、悩みや生きづらさを抱えている方々に寄り添うことで、自分らしく生きることができる社会実現を推進します。	地域政策課 社会福祉課



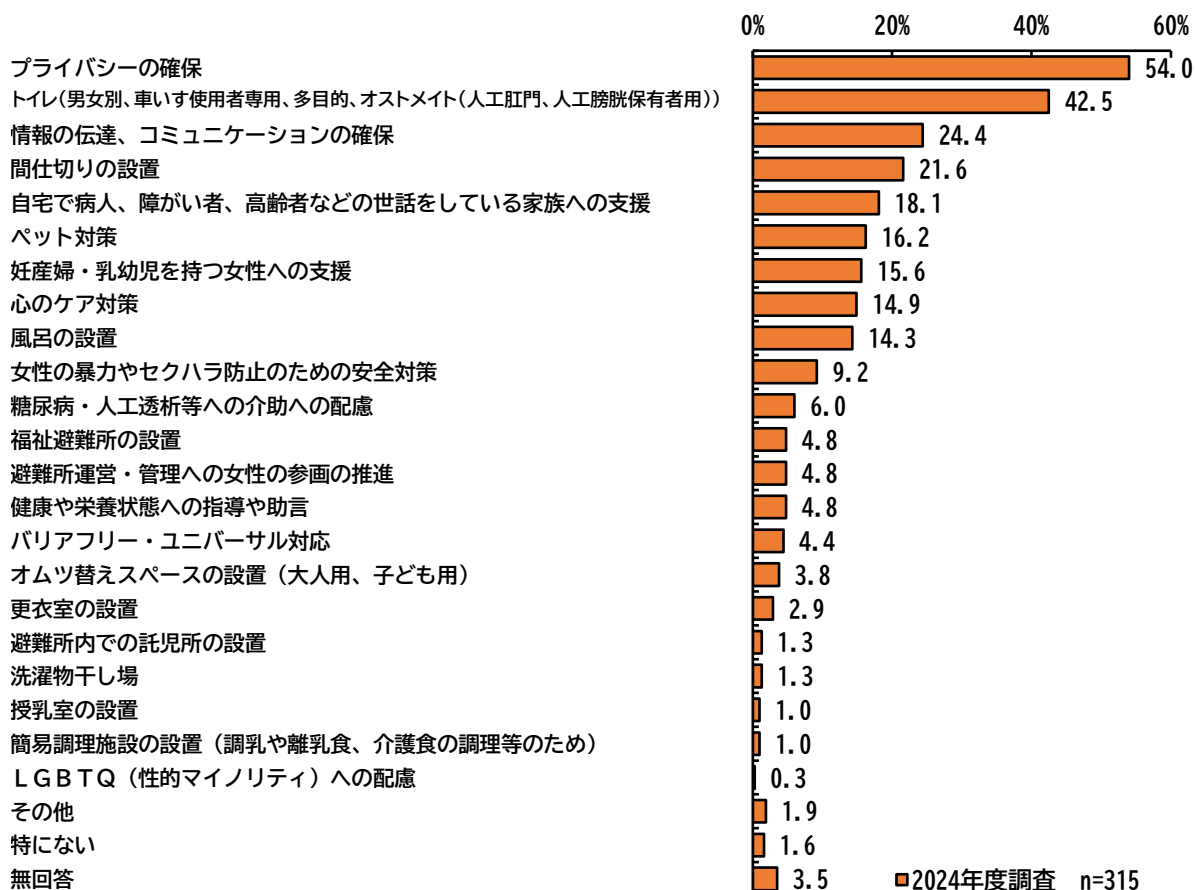
施策の基本的方向Ⅳ-4 防災・復興における男女共同参画の推進

>> 現状と課題 >>

本町では、防災会議に女性の委員を努めて多くするなど、男女共同参画に関する取り組みを進めてきましたが、全国において発生した災害現場においては、災害対策本部などの意思決定過程や避難所運営場面への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないという課題が浮き彫りになりました。

現在、消防団への女性参画が進んでいない、女性防火クラブの子育て世代等若年層の参画が進んでいないことなどが課題になっています。女性の防災・消防分野への参画を促すことや、初期消火等消防分野の女性教育の推進が必要となっています。

●避難所運営時に優先的に対策をした方がいいと思うもの



>> 施策の具体的方向 >>

①防災・復興における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画促進に努めるとともに、研修体制の充実などを図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	意思決定過程における女性参画の推進	防災会議及び災害対策本部における女性委員の登用を推進します。	地域政策課
2	防災担い手人材育成のための防災講座の実施	県総合防災センターが実施する自主防災組織リーダー等研修会に女性の参加を促進します。	地域政策課
3	消防分野に関わる女性人材の養成	湯河原町女性防火クラブへの入団促進と活動の支援を行います。	消防本部
4	男女共同参画の視点に基づいた避難施設の設置	避難施設において、間仕切り、簡易テントによりプライバシーを確保し、必要に応じた男女別の空間レイアウトを設定するとともに、女性の管理責任者の登用を推奨します。	地域政策課
5	男女のニーズの違いに応じた防災用品の備蓄	想定される避難者数に応じて、所要の生理用品、授乳用品等の備蓄を進めます。	地域政策課
6	男女共同参画の視点に基づく受援・応援	災害対応、復興における女性職員等の応援要請及び派遣を受援・応援計画に設定し、有事の際も男女共同参画の視点を大切にします。	地域政策課
7	防災業務における女性職員の意見の反映	防災業務の推進にあたり、所属課等に女性職員を配置し、その意見を反映できる環境を整備します。	地域政策課 総務課
8	女性消防団員の加入促進	分団詰所の女性用施設整備等、女性が消防団に入団しやすい環境の整備を検討していきます。	消防本部
9	地域の女性防火・防災リーダーの育成	女性への防火教育の実施や初期消火の指導、応急手当や避難誘導などの実践的な取組や県が行う自主防災組織リーダー等研修会への参加により、連携意識の高揚と女性の視点を生かした防火・防災リーダーの育成を推進します。	地域政策課 消防本部

基本的課題Ⅴ 男女共同参画社会のまちづくり

施策の基本的方向Ⅴ-1 育児・介護等の支援

>> 現状と課題 >>

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となることは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。

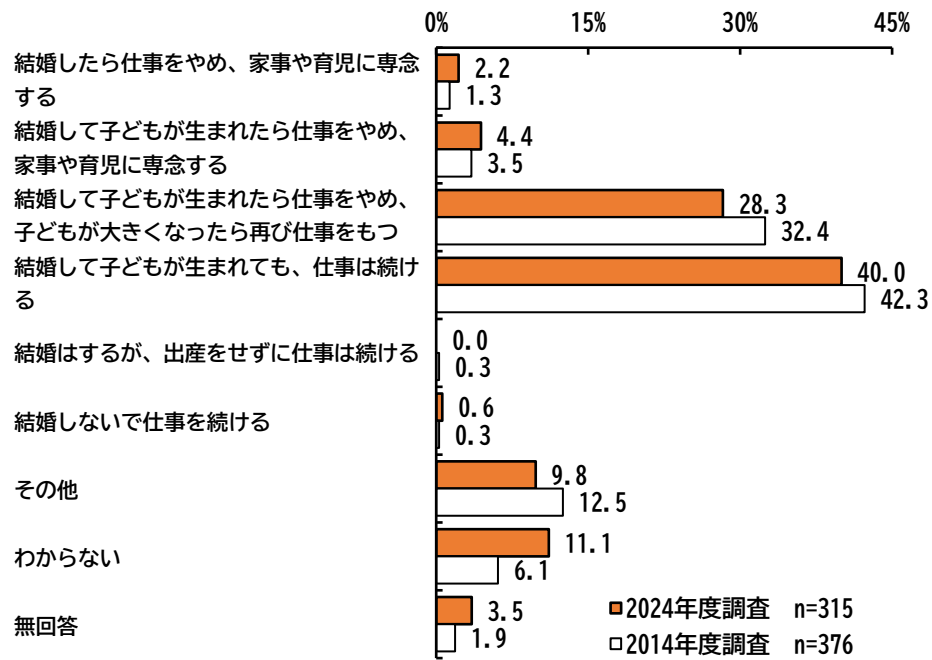
女性の社会参画を進めるため、誰もが安心して子どもを産み育て、家族として責任を果たせるよう、仕事と家事、育児や介護などとの両立を支援する取組を行います。

子育てしやすい環境づくりについて、役場本庁舎においては、おむつ交換台の設置等をしているほか、一部公共施設では、トイレ内にベビーチェアやおむつ交換代などを設置しており、今後必要に応じて増設ができるよう検討します。

また、高い高齢化率や家族介護者（ケアラー・ヤングケアラーを含む）、老老介護に対するニーズ等を踏まえた福祉施策の充実の必要性が高まっており、多様化する高齢者のニーズ等に対応した介護人材の養成・確保が必要です。



●望ましいと思う女性の生き方【問 15】



>> 施策の具体的方向 >>

①子育て支援サービス（延長保育・学童保育など）の充実

地域や住民と協働し、子どもの健やかな成長に向けて、安心して子育てができる環境を整備していきます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	放課後児童の健全育成事業	共働きの家庭など留守家庭の小学校1年生から6年生の児童に対し、放課後に適切な遊びや活動を通して、その健全な育成を図ります。	社会教育課
2	幼稚園の子育て支援事業	保護者が安心して仕事や社会活動ができるように、子育て支援の一環として、預かり保育を実施します。	学校教育課
3	保育内容の充実	0歳児からの乳児保育を実施するとともに、満1歳から保護者の就労形態の多様化に伴う延長的な保育や傷病などによる緊急時などの保育の需要に対応するため、一時保育事業を実施します。	こども支援課
4	子育て支援につながる公共施設の整備	子どもたちを安心して遊ばせることができる公園などの整備や、公共施設における保育室、ベビーベッド、トイレ内のベビーチェアなどの設置に努めます。	公共施設所管課
5	高校生通学定期券購入費補助	高等学校等へ公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学に要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援します。	こども支援課
6	紙おむつ等支給事業	子育てしやすい環境づくりに向けて、次世代を担う子どもの健やかな成長を応援するため、子育て世帯に紙おむつ等を宅配により支給します。	こども支援課
7	新入学祝金支給事業	児童・生徒の入学・進学を、町をあげてお祝いするため祝い金を支給し、ランドセルや学生服の購入費の一部を補助します。	学校教育課
8	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出し	生後9ヶ月まではベビーシート、5歳まではチャイルドシートを無料で貸出します。	土木課

②介護負担の軽減のための福祉サービスの充実

超高齢社会が到来し、介護への負担が女性に偏ることが懸念されることから、介護にかかわる不安の解消や負担を軽減していくため、介護保険制度の円滑な運営や多様な福祉サービスの充実など、地域全体で介護支援に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	介護サービスの質の向上	高齢者のニーズに応じた適切な介護・福祉サービスが安心して利用できるよう積極的な情報提供や介護保険制度の適切かつ適正な運営のための県その他関係機関と連携した介護サービス事業者に対する指導監督を行い、サービスの質の向上を図ります。	介護課
2	介護人材の確保と資質の向上	介護人材の養成・確保のためのヘルパー受講支援や研修の実施、関係機関と連携した介護の仕事・魅力の発信に向けた取り組みを行い、介護人材の確保と資質の向上を図ります。	介護課
3	認知症介護者等の支援	認知症患者や家族等の居場所や相談体制として、「ゆがわら・まなづる家族会」の開催や「認知症カフェ」の運営支援を行います。 また、行方不明の恐れのある高齢者等を事前に登録する認知症等行方不明ネットワークを実施します。	介護課
4	家族介護者の支援	要介護4・5の高齢者家族への紙おむつ等の支給や要介護3以上の高齢者等家族のリフレッシュ、交流の機会を提供する「湯河原温泉のんびり家族介護者交流事業」を開催し、在宅で介護する家族の負担軽減を図ります。 また、関係各課及び地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーの把握に努めます。	介護課

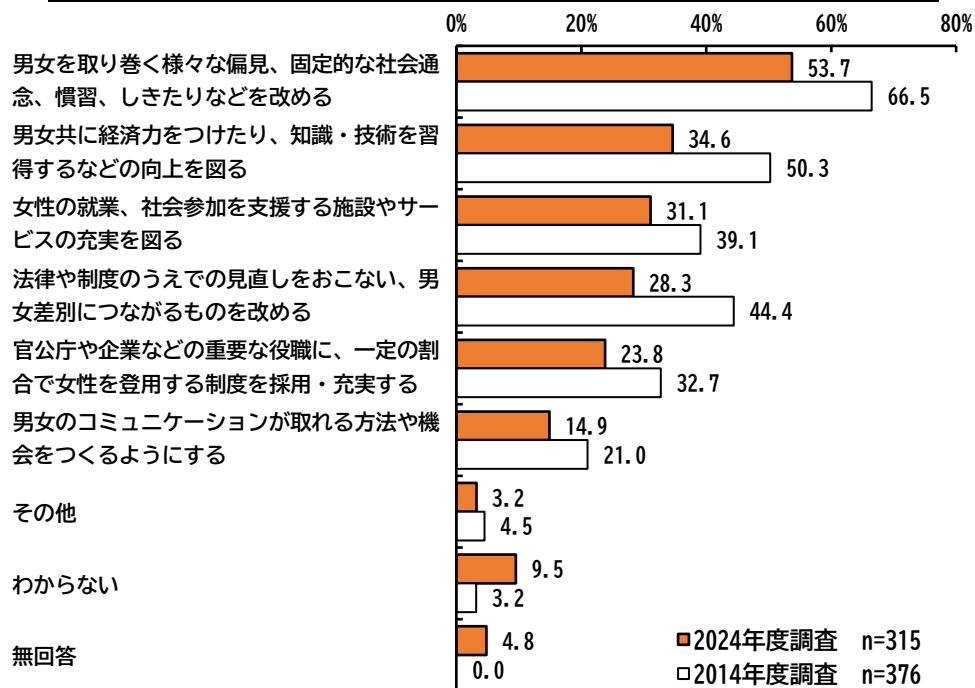
施策の基本的方向 V - 2 意識啓発の推進

>> 現状と課題 >>

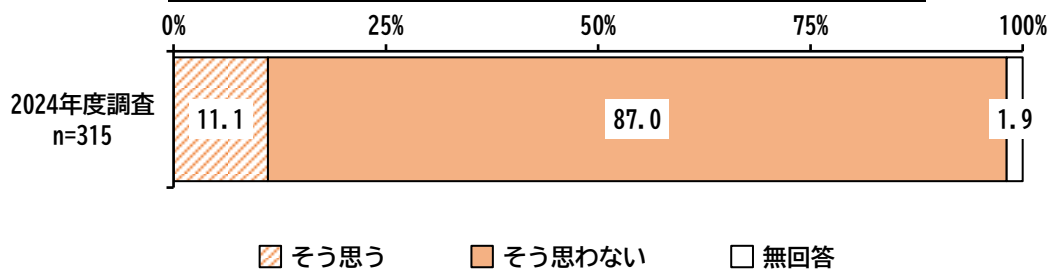
国や県が掲げている男女共同参画に係る理念への正しい理解を深め、町として情報発信、情報提供等を推進します。そのため、男女共同参画についての特集を組むなど、より啓発を進める必要があります。

コロナ禍以後、生活様式は大きく変化し、各種媒体による様々な情報を入手することが容易となったことを受け、時代に見合った効果的な情報発信に努める必要があります。

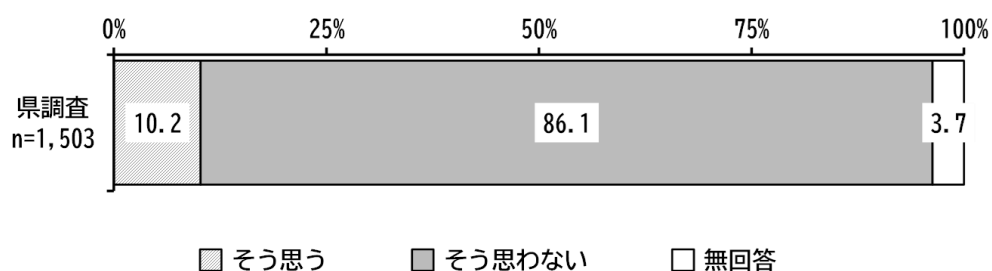
●男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと【問 12】



●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」と思うか【問 14】



<参考> 令和3年度（2021年）神奈川県『県民ニーズ調査』（基本調査）結果



>> 施策の具体的方向 >>

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

講演会や講座、「広報ゆがわら」などを通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めるなど、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	性別による固定的な役割分担意識の解消の推進	性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりを解消するための啓発を行います。	地域政策課
2	男女共同参画に関する講演会・講座などの開催	各種講演会・講座などを定期開催するほか、オンラインでの開催など、開催方法を工夫して行います。	地域政策課
3	広報・啓発活動の推進	「広報ゆがわら」への情報の掲載のほか、SNSやホームページなどを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	地域政策課 秘書広報室
4	近隣自治体との男女共同参画講演会	町民向けの講演会を開催するほか、事業所向け、庁内職員向けなど多様な方法により、多くの人へ周知を図ります。	地域政策課

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

ゆがわら男女共同参画プランに意識啓発を位置付け、情報発信を行うほか、プランそのものの周知も行います。また、国や県が定める男女共同参画に関する月間や週間などでは、ポスター掲示やチラシ配架、配布に積極的に協力し、町としても男女共同参画の推進に努めます。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	ゆがわら男女共同参画プランの策定・改定	湯河原町にて男女共同参画に関する計画を定めることで、町民や町内事業所の意識向上を図ります。	地域政策課



施策の基本的方向 V-3 男女共同参画に関する情報の収集・提供

>> 現状と課題 >>

スマートフォン所有が低年齢化し、また、小学校の児童生徒には教育用のタブレットも配付されていることから、若年層の情報収集がこれまでよりも容易となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を持つことが大切です。男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため関係機関と連携・協働し、情報の収集・提供や意識啓発の取組を進めます。

>> 施策の具体的方向 >>

①メディア等からの適切な情報収集の促進

様々な情報が氾濫する中、情報を正しく理解するための学習機会を提供し、メディア等からの適切な情報収集を促進します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	メディアを正しく読み解く力の育成	メディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会を提供します。	学校教育課 社会教育課
2	高度情報通信ネットワーク社会に対応した取組	スマートフォンやSNSなどを含めたインターネットなどを利用することにより、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、高度情報通信ネットワーク社会に対応した安全教育に取り組めます。	学校教育課 地域政策課

②町広報紙やホームページなどからの情報提供

町広報紙、ホームページや町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画に対する情報提供を行います。

情報提供にあたっては、性差別表現などへの配慮に加えて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、伝わりやすさ、見やすさなどにも配慮して行います。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	男女共同参画に配慮した刊行物の作成	町広報紙や町民に提供する刊行物などについて、人権や男女共同参画の視点に対し、認識を深め、社会的・文化的に形成されたジェンダーに敏感な視点を持ち、適切な表現をするようにします。	地域政策課 秘書広報室
2	町広報紙やホームページでの男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するさまざまな問題点を提起し、その解決に向けた情報提供を行います。	地域政策課
3	情報配信方法の充実	町広報紙やホームページだけでなく、LINEやSNSなど様々なメディアから配信することで、多くの情報をリアルタイムで提供します。	デジタル推進室
4	伝わりやすい情報提供	ホームページからの情報提供は画像も表記でき、目で見てイメージがしやすいため、わかりやすい情報提供をします。 また、近年では各種多様な相談窓口が設立されつつありますが、利用者にとっては、「どこまでを相談として受けてもらえるのか」、「今の状況でどこの窓口が適切か」など利便性に欠ける点もありますので、関係機関と連携し、適切な情報発信を推進します。	デジタル推進室 地域政策課
5	アクセシビリティに対応した情報提供	視覚障がいを持った方にも町の情報が幅広く伝わるよう、町ホームページではアクセシビリティに対応した情報提供をします。	デジタル推進室
6	各種資料や情報収集の充実	男女共同参画に関する国、県等の動きや先進事例、最新情報などの資料を収集し、正確な情報の把握を図ります。	地域政策課

基本的課題Ⅵ 推進体制・進行管理の整備

施策の基本的方向Ⅵ-1 推進体制の整備

>> 現状と課題 >>

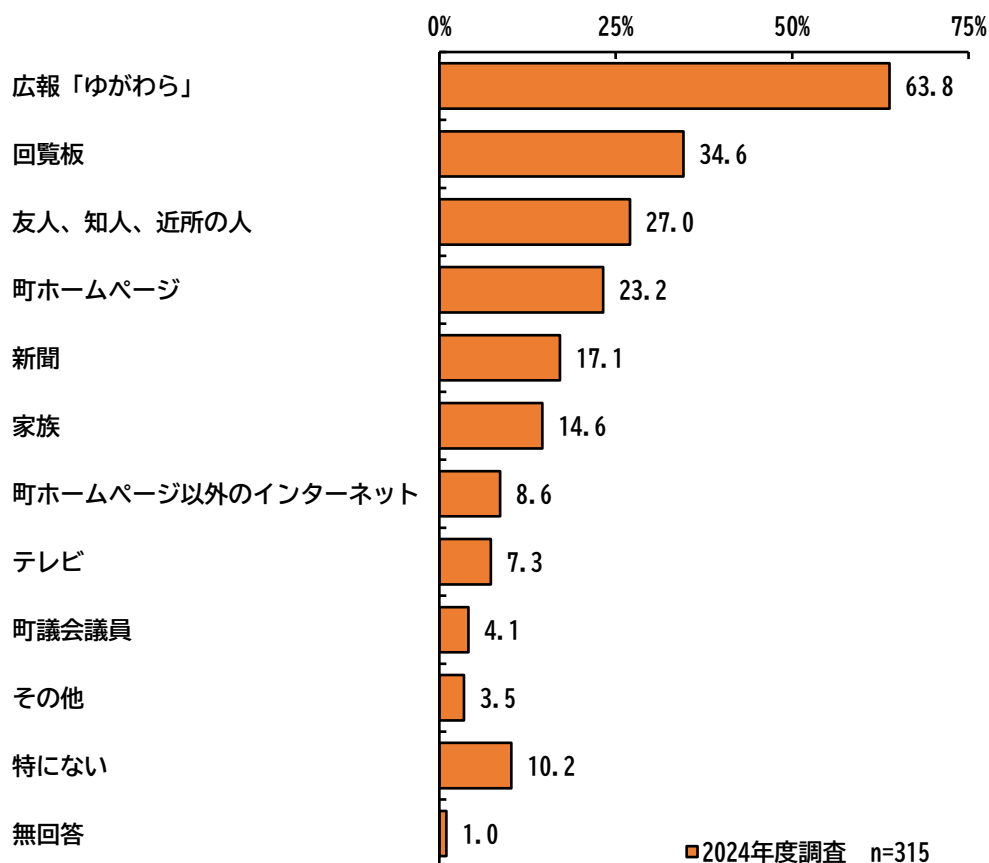
本計画の推進に当たっては、行政はもとより、家庭・地域・事業所などが計画の主旨や目標を理解し、連携を図ることが重要です。

「ゆがわら男女共同参画懇話会」については、本計画改定にあたり町民モニターとして町民2人を委員として委嘱しています。また、教育機関や企業・労働団体、その他関係団体から委員を委嘱し、会議を構成しています。会議の構成員は半数以上を女性が占めており、また、年齢も多様化していることで、充実した意見が交わされています。

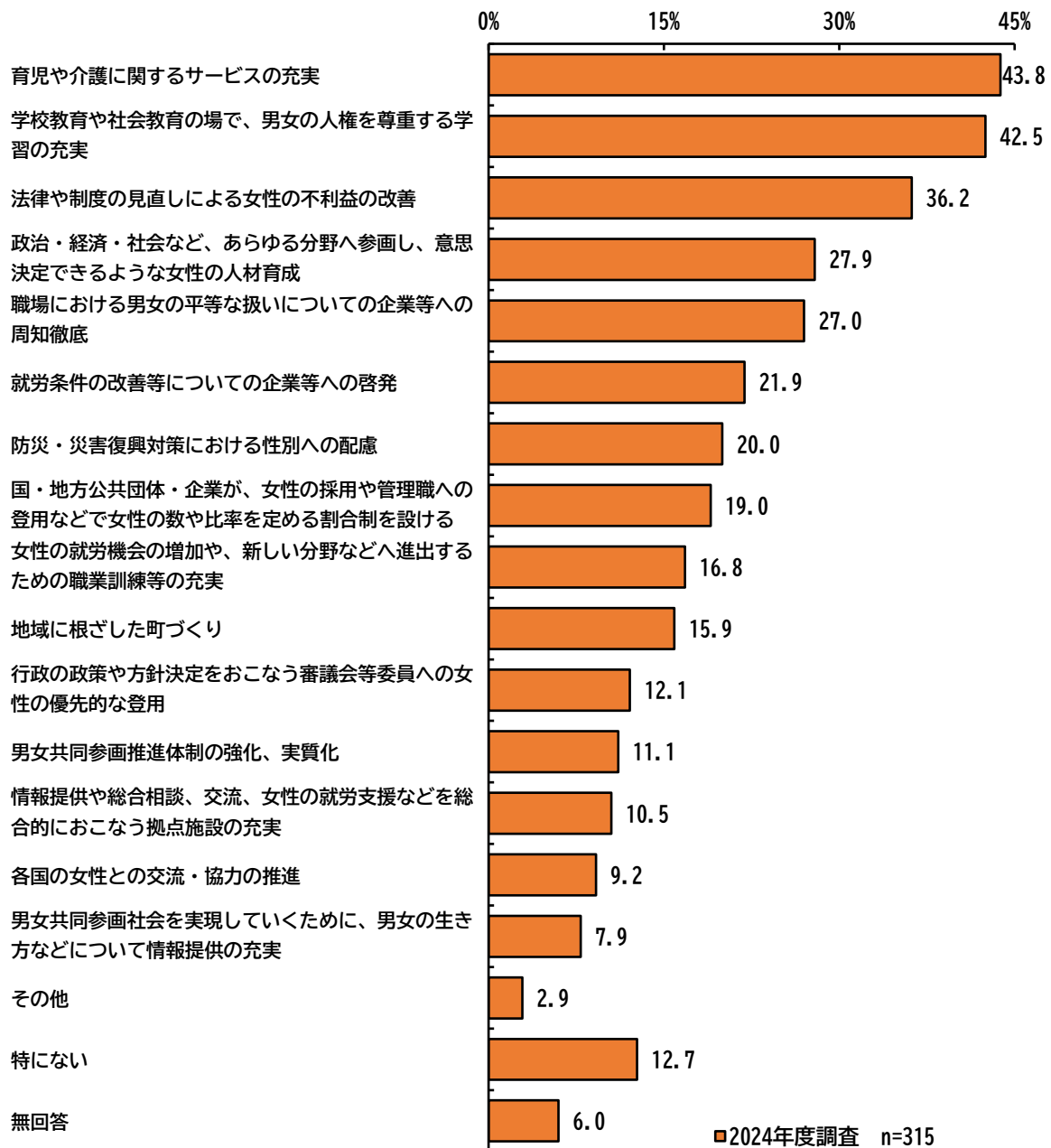
プラン実施計画等を作成し、進行管理や本計画の活用性の把握に努めます。

将来を担う世代が国際的な視野をもって男女共同社会へ参画できるよう、国際理解の促進について取り組んでいきます。

●町政についての主な情報入手先【問 11】



●男女共同で参画していく社会の実現のために行政に望むこと【問 28】



>> 施策の具体的方向 >>

①町民との協働による計画の策定

男女共同参画社会の実現、女性の活躍推進、DVやハラスメントの防止・困難な問題を抱える女性への支援など、計画的に進めていくにあたり、町民との協働のもとに行います。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	町民参画の推進	行政と町民および関係団体や事業所との連携を図るため、「ゆがわら男女共同参画懇話会」を設置し、町民との協働により男女共同参画プランの策定や推進、調査研究、その他課題整理など行います。	地域政策課
2	男女共同参画に関する意識調査の実施	町民の皆さんの意見を幅広く施策に反映させるため、定期的に男女共同参画に関する意識調査を実施します。	地域政策課

②行政職員（町職員）の研修機会などの充実

男女共同参画の取り組みを行政職員が率先して実行していけるよう、意識啓発研修等を実施します。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	職員研修の充実	基礎的、専門的知識や技術の習得など、男女の区別なく職員の人材育成を図るための研修を充実します。	総務課
2	調査・研究の実施	国・県や関係機関が開催する会議や説明会等に参加し、定期的な情報交換や共通課題についての研究を行います。	地域政策課

施策の基本的方向VI-2 推進状況の把握

>> 現状と課題 >>

ゆがわら男女共同参画推進本部の開催などによる、庁内で意見交換をする環境の必要性について、検討が必要です。一方で、ゆがわら男女共同参画懇話会については、町民代表者や専門機関の方が多くいることから、計画策定後も定期的に開催し、実施計画等に関する意見を受け、PDCA サイクルにつなげます。

>> 施策の具体的方向 >>

①計画の実施計画・フォローアップなどの実施および情報提供

計画の進行管理は、男女共同参画所管課が行い、各具体的施策の推進を図るとともに、本計画に関連する事業の実施状況および男女共同参画に関連の深い各種統計や調査の数値を指標として把握し、計画に関する取組状況の確認を行います。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	計画の進行管理	町の男女共同参画への取組や実施状況を取りまとめた実施計画等を作成し、計画の進行管理を行います。また、関係機関等と協議し、町民に情報提供します。	地域政策課



施策の基本的方向VI-3 国際的な視点に立った取組の推進

>> 現状と課題 >>

現在、オーストラリア・ポートスティーブンス市、韓国・忠州市の2か国（2都市）と姉妹都市提携を結んでおり、また、イタリア・ティボリ市と友好親善都市提携を結んでいます。本町は3か国との異文化交流を行っており、国際的な文化、社会情勢などを取入れることに充実しています。

新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、国外の友好親善都市や姉妹都市との交流が途絶えていましたが、最近では交流事業が戻りつつあります。

今後も、将来を担う若い世代のため、国際的な視野に立った男女共同参画の実現を目指します。

>> 施策の具体的方向 >>

①国際交流事業の推進

姉妹都市、友好都市との交流の中で、ゆがわら国際交流協会や関係機関と連携しながら、各国の男女共同参画について学び合うほか、外国人の受入れ体制の強化を図ります。

No.	施策名	事業内容	担当課等
1	外国人児童・生徒の日本語指導	すべての人々が平等に暮らす社会の実現のため、日本語の不自由な外国籍児童生徒に、日本語の教科指導および国際理解教育を行います。	学校教育課
2	外国籍住民等が安心して生活できる環境の整備促進及び国際交流の推進	外国籍住民等が安心して生活できる環境整備のため、各種資料や案内板への外国語併記をはじめ、国際交流の推進による各国文化の理解促進を図るとともに、町民に異文化体験を創出します。	地域政策課



資料編

1 ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関する要綱

平成 11 年 9 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画懇話会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 地域に根ざした男女共同参画社会の充実を目指し、ゆがわら男女共同参画プランの総合的推進に当たり、必要な助言を得るため、ゆがわら男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ゆがわら男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会に関する調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 懇話会の委員は 15 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 企業の代表者
- (4) 労働団体の代表者
- (5) 神奈川県職員
- (6) 町民モニター

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 6 条 懇話会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 懇話会の会議は、会長が召集する。

2 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴取し、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 懇話会の庶務は、男女共同参画推進事務担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

2 懇話会委員名簿

No.	氏名	職名・所属等	職務
1	深澤 里奈子	湯河原町教育委員会 委員	会長
2	古居 みつ子	学識者	副会長
3	漆谷 義和	湯河原中学校長	
4	青木 里美	湯河原町商工会 女性部副部長	
5	伊藤 義範	湯河原温泉旅館協同組合 青年部	
6	加藤 雅範	小田原・足柄地域連合 議長代行	
7	今村 教江	神奈川県立かながわ男女共同参画センター 参画推進課長	
8	齊藤 朋子	町民モニター	
9	播磨 篤	町民モニター	

3 ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

平成 11 年 9 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ゆがわら男女共同参画推進本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 男女共同参画推進関連事業について、連絡及び調整を図り、男女共同参画を推進するために、庁内にゆがわら男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する総合的施策の調査・研究及び企画立案
- (2) 男女共同参画に関する施策について、関連課等との連絡調整
- (3) 男女共同参画に関するフォーラム等の開催
- (4) その他男女共同参画関連事業の推進

(組織)

第 4 条 推進本部は、副町長及び副町長が別に定める者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進本部に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には男女共同参画所管参事をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進本部の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の職員を出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、男女共同参画所管課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 31 日訓令第 52 号）

この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、

行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公

表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を

定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、

その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するこ

とができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対す

る暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに

足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限る、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであ

て、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、こ

の処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一

項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び

啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七

十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊娠婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行

う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理

由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



湯河原町 2025年3月 改定